

議事日程(第4号)

令和5年3月20日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の 相手	備考
6	11番 加藤 秀文	1. 高鍋城址・歴代藩主墓地・偉人墓地の整備及び城址公園の桜と城堀沿いの枝垂れ桜について ①歴史と文教の城下町として高鍋城址の整備計画はあるのか。また、城址公園の桜の木は古木で花の勢いも無くなっているが、現在何本の桜の木があり、今後、植樹の計画はあるのか。 ②3つの歴代藩主墓地の整備計画はあるのか。 ③明倫堂から輩出された偉人墓地の整備計画はあるのか。 ④城堀沿いの枝垂れ桜は花も咲かない状態だが今後の対応はどう考えているのか。	町長 教育長	
		2. 本町の文化・芸能支援について ①本町では文化・芸能についてどのような位置づけにあると認識しているのか。 ②現在、本町で活動している団体数はどれだけあるのか。また、何名の方が参加されているのか。 ③本町の団体の中には永年の努力により、好成績を収め、高鍋町を全国にPRしている団体があるが、そのような団体に補助金などでの支援を行う事は考えられていないのか。	教育長	
		3. 自治公民館活動の活性化について ①本町の11地区84の自治公民館の活動状況はどうなっているのか。 ②どの地区でも高齢化となっていると思うが、この状況をどう捉えているのか。また、今後の対策は考えているのか。	町長 教育長	

		<p>③転入者が関係窓口に来た場合、自治公民館への活動協力についてはどんな対応をしているのか。</p> <p>④令和4年4月1日時点の役場職員数は170人と聞いているが、その中で何人が本町に在住しているのか。</p>		
7	3番 橋 重文	<p>1. 経営管理権集積計画について</p> <p>①経営管理権集積計画とはどういうものか。</p> <p>②経営管理権集積計画の中で委託した森林は、私有林人工林となるのか。</p> <p>③高鍋町における私有林人工林の面積に変化はないのか。</p> <p>④私有林人工林の面積が減少すれば、森林環境譲与税が減少することになると考えられるがどう対応するのか。</p> <p>⑤荒廃した山林をどのように対処（整備）していくのか。</p>	町 長	
		<p>2. マイナンバーカード普及について</p> <p>①マイナンバーカードの申請件数、交付件数及び交付率はどうなっているのか。</p> <p>②利用者側のメリットは何か。</p> <p>③医療機関等のオンライン資格確認の導入状況はどうなっているのか。</p> <p>④現在、高鍋町におけるマイナンバーカードを利用した住民票、印鑑登録証明書、課税証明書、所得証明書のコンビニ交付サービスはどうなっているのか。</p>	町 長	
8	8番 田中 義基	<p>1. 空き家等対策について</p> <p>①空き家対策審議会において認定された特定空き家等の扱いについて、今後、具体的にどう進めていくのか。</p> <p>②行政代執行あるいは略式代執行を執るとした場合の手順は。</p> <p>③所有者であるとの判断はどのように行うのか。</p> <p>④土地家屋等の固定資産税に係る相続代表者の指定手順と課せられている責務は。</p>	町 長	

		<p>2. 旧警察署跡地について</p> <p>①所有者である県の管理状況を含めて、跡地の現在の状態は把握しているか。</p> <p>②県に対し、その利活用について、町として何らかのアクションを起こしたことはあるのか。</p>	町長	
		<p>3. 気象観測システム（アメダス）機器の設置場所について</p> <p>①ここ数年の高鍋町最低気温の状況の把握は。</p> <p>②この観測機器の設置場所の変更とその場所選定の経緯は。</p>	町長	
		<p>4. 定年年齢引き上げの制度化について</p> <p>①制度化をどのように進めて行くのか。</p> <p>②職員団体との協議の経過は。</p> <p>③どのようなペンディング事項があるか。</p>	町長	
		<p>5. 施政方針について</p> <p>①達成すべき目標である10項目に関して。</p> <p>○どれを重点として目標達成に努力するのか</p> <p>○昨年の施政方針から広く記述され始めたLPWAネットワークについて、どのように推進していくのか。</p>	町長	
9	10番 森 弘道	<p>1. 不妊治療の保険適用について</p> <p>①不妊治療の現状は。</p> <p>②保険適用で自己負担が増えるケースは多いのか。</p> <p>③町独自の支援策は考えられないか。</p>	町長	
		<p>2. デマンド交通の利用状況について</p> <p>①利用者の意見・要望はどんなものか。</p> <p>②5か月間の利用者、経費の実績は。</p> <p>③予測されるメリット・デメリットは。</p>	町長	
		<p>3. 戸籍法改正とキラキラネームについて</p> <p>①戸籍法改正の目的と改正内容は。</p> <p>②キラキラネームの取り扱いはどうなるのか。</p> <p>③職員のスキルアップと今後のスケジュールは。</p>	町長	
10	5番 春成 勇	<p>1. 施政方針について</p> <p>①社会教育の推進について、スポーツ施設の整備改修について伺う。</p>	町長	

		<p>②防災の推進の中で、町内の河川水路の浚渫について伺う。</p> <p>③住環境整備の推進の中で。</p> <p>(1)道路等整備インフラの整備について伺う。</p> <p>(2)空き家・空き地対策について伺う。</p>		
		<p>2. 国道10号線の現状について</p> <p>①町内における4車線化の進捗状況について伺う。</p> <p>②国道10号線（下屋敷及び俵橋付近）の右折線の整備について伺う。</p> <p>③国道10号線と堀の内公民館通りの接続線について伺う。</p>	町長	
		<p>3. 高鍋町の排水路について</p> <p>①児湯青果市場南側及び東側排水路並びにげんこつラーメン西側排水路の管理及び改良工事について伺う。</p>	町長	
		<p>4. 町内の高齢者の現状について</p> <p>①高鍋町の介護認定者数及び介護認定の状況について伺う。</p> <p>②介護関係事業所の数と今後の状況について伺う。</p>	町長	
		<p>5. 給食の無償化について</p> <p>①小中学校の給食の無償化は出来ないのか伺う。</p>	町長	
		<p>6. 新型コロナウイルス感染症について</p> <p>①町として、今後の対応はどうされていくのか伺う。</p>	町長	

出席議員（14名）

1番 日高 正則君	2番 森崎 英明君
3番 橋 重文君	5番 春成 勇君
6番 兒玉 秀人君	7番 中村 末子君
8番 田中 義基君	10番 森 弘道君
11番 加藤 秀文君	12番 檜原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 古川 誠君	16番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 井戸川 隆君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 副町長 …………… 小山 圭一君
教育長 …………… 島埜内 遵君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 野中 康弘君
財政経営課長 …………… 飯干 雄司君 建設管理課長 …………… 吉田 聖彦君
農業政策課長 …………… 濱本 明俊君 農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君
地域政策課長 …………… 日高 茂利君
会計管理者兼会計課長 …………… 鳥井 和昭君
町民生活課長 …………… 鳥取 和弘君 健康保険課長 …………… 山下 美穂君
福祉課長 …………… 杉田 将也君 税務課長 …………… 宮越 信義君
上下水道課長 …………… 渡部 忠士君 教育総務課長 …………… 横山 英二君
社会教育課長 …………… 岩佐 康司君

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 日程第1、一般質問を行います。

17日に引き続き、順番に発言を許します。

まず、11番、加藤秀文議員の質問を許します。

○11番（加藤 秀文君） 11番、加藤秀文。おはようございます。11番、加藤秀文で
ございます。傍聴席の皆さん、3月と言えど、まだ肌寒い早朝よりお忙しいところ傍聴に
おいでいただきましてありがとうございます。

それでは、通告により1、高鍋城址・歴代藩主墓地・偉人墓地の整備及び城址公園の桜
と城堀沿いのしだれ桜について質問させていただきます。

①歴史と文教の城下町として高鍋城址の整備計画はあるのでしょうか。また、城址公園、
舞鶴公園の桜の木は古木で花の勢いもなくなっていますが、現在、何本の桜の木があり、
今後、植樹の計画はあるのでしょうか。

④城堀沿いのしだれ桜は、花も咲かない状態だが、今後の対応はどう考えられているの

かにつきましては、①と関連性がありますので一括して質問させていただきます。

高鍋城址は、高鍋町の多くの方が町のシンボルとして位置づけられています。また、日常的に散策される場所として親しまれ、各種メディアが四季を通じた情報を発信するなど、県内では有名なところ です。

そのほかにも、町内、町外の小中学校が毎年複数回、校外学習に、また各種団体の皆さんが見学を訪れる場所となっております。

これら多くの方が、見学においでになった場合は、ガイドの依頼があり、高鍋町観光ガイドの皆さんがガイドを行います。その際、説明するのは、歴史総合資料館、刀工鍛冶場、水琴窟、萬歳亭、舞鶴神社、大クス、それから本丸政庁跡となりますが、まず舞鶴公園が城址として最も興味を持たれる場所は石垣です。この石垣こそが、高鍋町に城があったことを最も物語っています。

しかし、本丸政庁跡から階段を上り、頂上に向かうと、以前は遊具公園となっていた場所、現在は日当たりのよい広場となっておりますが、その場所から現在も見上げることのできる高さ約10メートルの石垣、この石垣の上部には、当時城下を見渡したとされる三層やぐらがあったと言われ、歴史的に貴重な場所で、現在は梅園となっています。

しかし、この場所に残る石垣は、以前からの災害により石垣の石が複数箇所落石し、また石垣の隙間からイシなどが生え、根が成長し、石垣に大きな損害を与えています。

また、現在は石垣の下にトラロープが張られ、落石注意の警告板が設置されています。このまま放置すれば数年後には、この歴史的に貴重な石垣全体が崩れ落ちる可能性もあり、万が一、この場所を訪れた方が危険な目に遭うことがないように早急に対策を行う必要があると考えます。

この現状について担当課に相談したところ、令和3年度からできる範囲の整備は行っているが、予算の関係でハード事業ではなく、案内看板の新設や補修などのソフト事業となっているとのこと です。

町単独での予算では難しいのであれば、県や国の何らかの予算が確保できるよう相談し、何とか石垣などの補修工事計画を立てていただきたいと思 います。

また、城址公園、舞鶴公園の桜の木は、古木で花の勢いもなくなっています。この桜について調べてみたところ、町教育委員会が発行されている「高鍋町の文化財集第2集、高鍋城」にこう記載されています。

「昭和14年6月13日付、内務省は堀を含む城跡を風致地区として指定し、保護に乗り出している。また町は、都市公園化事業5か年計画を立て、昭和39年度より実施し、昭和43年完成。これにより破損個所の復旧、花木の補植、整地、遊園地設定など完備し、城址公園として趣を一新した」。

このことから、古木の桜は現在で樹齢60年と思われます。これまで自然災害により倒木や幹が折れるなどの被害を受け、その際、補植などが行われてきたと思いますが、現在、桜の木は何本あるのでしょうか。この桜の木の本数につきましては、若干、話が戻ります

が、この舞鶴公園は各種メディアが四季を通じた情報を発信する場所としても県内では有名ですが、これまで担当課と打ち合わせを行い、約1,000本の桜の木があるとされています。以前はあったのでしょうか、本当のところ現在は何本あるのでしょうか。実際、確認すると1,000本もの桜の木があるとは思えませんが、今後、植樹する計画はあるのでしょうか。

また、④城堀沿いのしだれ桜は、花も咲かない状態ですが、今後の対応をどう考えられているのでしょうか。しだれ桜につきましては、資料に掲載されておりませんが、植樹された時期は城址公園の桜と同じ時期ではないかと思われます。

このしだれ桜は、農業高校正門から黒谷交差点方面に22本あり、幹の直径は約30センチ以上あります。このしだれ桜が春に花を咲かせると、水をたたえる城堀の桜として一度は行ってみたい県内屈指の観光名所になると思います。

しかし、現在、幹の表面はグレーに変色したカビのようなものが幹全体を包むように付着しています。素人なりにこの特徴から調べてみると、カイガラムシが原因で発生する、こややく病ではないかと思われます。このしだれ桜について、今後どう対応されるのでしょうか。

以上、登壇での質問として、1、高鍋城址・歴代藩主墓地・偉人墓地の整備及び城址公園の桜と城堀沿いのしだれ桜について、②3つの歴代藩主墓地の整備計画はあるのかから、2、本町の文化・芸能支援について、3、自治公民館活動の活性化についてにつきましては、発言者より質問いたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆さん、おはようございます。お答えいたします。

まず、高鍋城址の整備計画についてでございますが、公園施設長寿命化計画として、令和2年度より社会資本整備総合交付金事業を活用し、看板、外灯、管理道などの整備を行っております。その他、石垣等の整備計画につきましては、今回の社会資本整備総合交付金事業での整備計画の中には入っておりません。

桜の木の木数につきましては、約200本であり、大変少なくなっておりますので、今後、植樹を計画してまいりたいと考えております。

また、城堀沿いのしだれ桜につきましては、枯れているものや花の咲かない状態のものがあります。既に枯れているものについては、安全面を考慮し伐採したいと考えております。

枯れていないしだれ桜につきましては、樹木医などの専門家の意見を聞きながら、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 11番、加藤秀文議員。

○11番（加藤 秀文君） 11番。答弁いただいた内容について理解いたしますが、高鍋城址公園は、高鍋町の多くの方が町のシンボルとして位置づけられており、小中学校の校外学習や各種団体の皆さんが見学に訪れる場所となっております。

その中でも歴史的に貴重な石垣全体が崩れ落ち、この場所を訪れる方が危険な目に遭わないためにも早急に対策を行う必要があると考えます。

平成26年5月26日になりますが、高鍋町で知事とのふれあいフォーラムが開催された際、別件だったのですが、県の観光遺産に指定された施設の保護、整備を目的とした助成金はないでしょうかと質問したところ、翌日、県の農政企画課より、当時は、中山間地域政策事業で対応できるのではないかと回答がありました。

しかし、特定の観光施設だけではなく、地元の宝として後世に残すことを目的に、地域ぐるみの活性化事業として地域の方と連携した事業を行うことが条件となる内容であれば対応できるのではないかと回答を頂きました。

この点からも町単独での予算では難しいのであれば、県や国へ何らかの方法で予算が確保できるよう陳情し、何とか石垣の修復工事だけでも実施していただきたいと思います。

また、城堀沿いのしだれ桜専門医に診断していただいて、できることならば農業高校正門から南へ続く城堀沿いにも植樹できたらと思います。

続きまして、②3つの歴代藩主墓地の整備計画はあるのか。また③明倫堂から輩出された偉人墓地の計画はあるのかにつきましては、同じ場所にあることから一括して質問させていただきます。

この高鍋藩歴代藩主墓地は、御存じのとおり庁舎から見て西側の山の中腹に左から大龍寺・安養寺、龍雲寺と三つの菩提寺の名前が残る墓地がありますが、この墓地は以前から階段や手すりなどの整備は行われていますが、この墓地の周辺は杉などの木が成長し、日光も当たらず鬱蒼としています。

安養寺については、昨年9月の台風被害により現地に行くこともままならない状態となっています。

また、その周辺には③明倫堂から輩出された偉人墓地もあります。城下町として有名な姉妹都市の米沢藩であった山形県や薩摩藩であった鹿児島県にある歴代藩主墓地や偉人墓地に行かれた方は多いと思いますが、それぞれの墓地は整備が行き届き、清潔でお墓参りに見える方も絶えないようです。

本町では、歴代藩主墓地の整備計画及び明倫堂から輩出された偉人墓地の整備計画は、あるのでしょうか。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。お答えいたします。

秋月墓地、大龍寺墓地、安養寺墓地、龍雲寺墓地は、昭和47年に町指定史跡に指定されております。なお、御質問いただいております整備計画についてでございますが、令和4年12月議会におきまして兒玉議員の一般質問へお答えいたしましたとおり、整備計画策定の際には、どのような整備を行っていくべきなのか、課題を洗い出し、文化財としての保存や防災上の面からの必要性及び緊急性等もあわせて検討していくことが重要であると考えております。

したがいまして、現段階における整備計画はございませんが、令和5年度事業といたしまして、参拝される方の安全性を確保するため、階段のコケ取り及び大龍寺墓地の階段に手すりを設置するほか、案内看板を設置することにより、秋月墓地の環境保全等に努める予定でございます。

次に、明倫堂から輩出された偉人墓地の整備計画はあるのかとの御質問でございますが、秋月墓地周辺には平成18年に町指定史跡に指定された秋月左都夫墓地等がございますが、ご質問いただいております整備計画はございませんが、今月3月安養寺墓地への階段の途中右側でございます千手八太郎興欽、千手八太郎は七代藩主種茂公への存寄により藩校明倫堂建設を進言された人物ですが、その墓周辺の倒木、倒竹等の撤去を行っております。引き続き倒木、倒竹の撤去も進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 11番、加藤秀文議員。

○11番（加藤 秀文君） 11番。答弁頂いた内容について理解いたしますが、観光ガイドの会の勉強会で会員の皆さんと高鍋町が歴史と文教の城下町であるために大切なことは何だろうかについて話になることがあります。

その際の討論では、町の繁栄は祖先を大切にすること。祖先のお墓を大切にすることから町は本当の意味で繁栄するのではないかとの結論に達します。歴史的価値のある歴代藩主墓地明倫堂から輩出された偉人墓地周辺の整備を行うことができれば、本町の小中学校や高校生が気軽に校外授業や校外活動の場として利用でき、誰もが気軽に行けるような環境となることで、小さなときから本町の歴史を知り、歴史に触れることで歴史的価値は後世まで引き継がれるのではないのでしょうか。それこそが歴史と文教の城下町高鍋ならではの重要な事業であり、授業であると考えます。

現在、黒木町長を顧問として、上杉鷹山公NHK大河ドラマ化高鍋町推進協議会も発足し、陳情活動も行われています。すぐに実現することは難しいですが、上杉鷹山公を題材に今後実現した場合、必ず高鍋町での撮影もあると確信します。そのためにも歴史的価値のある歴代藩主墓地、明倫堂から輩出された偉人墓地周辺の整備が実現することを願います。

そうなった際には、未来への大きな財産になるのは必然です。どうぞよろしく願いいたします。

次に、2、高鍋町の文化・芸能支援について質問させていただきます。

①本町では文化・芸能について、どのような位置づけにあると認識されているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。お答えいたします。

文化的な環境の中で生きる喜びを見いだすことは、人々の変わらない願いであり、また、人々の心のつながりや相互に理解し、尊重し合い、多様性を受け入れることができる心豊

かなまちづくりに貢献するものと考えております。

このようなことから、人々に楽しさや感動、そして、精神的な安らぎをもたらす文化・芸能活動につきましては、本町にとって振興すべき重要なものであると認識しております。

以上です。

○議長（永友 良和） 11番、加藤秀文議員。

○11番（加藤 秀文君） 11番。答弁いただいた内容で承知いたしました。

次に、②現在、本町で活動している団体数はどれだけあるのでしょうか。また何名の方が参加されているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。お答えいたします。

本町で活動しております文化団体の総数等は、把握できておりませんが、例えば、高鍋町文化協会には29団体、約330名の方が加盟されております。また、蚊口地区学習等供用施設を拠点に活動しております先日の生涯学習推進大会におきまして発表いただきました「蚊口公民館利用者の集いの会」には、13団体131名が所属されております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 11番、加藤秀文議員。

○11番（加藤 秀文君） 11番。答弁いただいた内容、承知いたしました。

そこで、提案なのですが、全国的に少子・高齢化の中では、高齢者の独り暮らしが多くなっています。独り暮らしで生活していると、どうしても食生活が不規則となり、その結果、体調を壊し、話し相手がいないことで精神的にも不安定となることが考えられます。

そのような生活の中で、何か楽しみ、生きがいを見出すことで、健康的な生活が送れるのではないのでしょうか。また、何らかの影響によって学校に行けなくなった子どもたちも多いと伺っていますが、このような子どもたちも何かを体験することで学校に行きたいと思うきっかけづくりを行うことも必要だと考えます。

先月26日に開催された第32回生涯学習推進大会、第49回自治公民館大会の際、「蚊口公民館利用者の集いの会」の皆さんの事例発表やアトラクションを見せていただきましたが、皆さん生き生きとした表情で楽しんでいたのが印象的でした。

ぜひ多くの方が、本町で活動している各種団体に参加し、年齢も様々な方とコミュニケーションを図り、楽しみや生きがいを見つけ、心と体の健康づくりに役立てていただけないかと思います。

人とのコミュニケーションを図るには、文化・芸能などの各種団体を通しての活動は不可欠であると考えます。また、多くの高齢者の方や、子どもたちが、自分に合った活動に参加することで医療費を抑え、未来への希望を見つけることも可能になるのではないのでしょうか。そのためにも本町の文化・芸能などの団体には、これまで以上の支援をお願いしたいと思います。

次に、③本町の団体の中には、永年の努力により好成績を収め、高鍋町を全国にPRし

ている団体がありますが、そのような団体に補助金などでの支援活動を行うことは考えられていないのでしょうか。

代表するところでは、2つの団体があります。1つは第32回生涯学習推進大会、第49回自治公民館大会のアトラクションに出演された舞鶴一座秋月鼓童。そのとき配布された冊子から抜粋します。

古来から受け継がれてきたただ打つという単純な楽器でありながら、今もなお新鮮な感覚で受け継がれている和太鼓。21年前、その和太鼓の魅力に魂を揺さぶられた仲間が集まり、一座を結成しました。現在30名で元気に活動しております。私たちは打ち手によって様々な音色を表現することでできる和太鼓の魅力を超えて伝承すること。さらには、地域に根差した活動を通して、社会の一員として、人のため、社会のために貢献することを目的に鍛錬し、活動しております。一人一つの響きが、聞いてくださる方の心に響き、聞き手と打ち手が一つになれる。そんな演奏を目指して日々稽古を重ねています。

こんな理念を掲げ、懸命に鍛錬し、昨年12月長崎県で開催された第17回全九州日本太鼓ジュニアコンクールにおいて、最優秀賞と文部科学大臣賞を受賞されました。今月には、石川県で開催される全国大会に出場されますが、出場するに当たり、旅費、宿泊などで1人約7万円が必要となるようです。また、最優秀賞を獲得した団体は、来年台湾で開催される大会にも国際交流事業を兼ね出場が決定しており、この場合1人約15万円の経費が必要となるようです。

もう一つの団体は、創作エイサー高鍋しんかんちやー。この団体は平成19年に結成され、今年で16年を迎えます。会員数は、男性25名、女性35名、計60名で構成されています。

出場された大会で特筆されるのは、平成29年沖縄県で開催された世界エイサー大会ジュニア部門で銅賞、世界3位の成績を収められています。この2つの団体のすばらしいところは、両団体とも長年年間を通して、町内町外の小学校や支援学校、各種施設で指導を行っています。

また、両団体の代表者に話を伺うと、実際、団体のメンバーの中には、学校に行けなくなった子どもや体が不自由な子どもを受け入れ、指導した経験もあるようです。今後は、今までの経験を生かし、高齢者の方への指導も積極的に行いたいと抱負を語っています。

こんな団体が町内にあるということは、少なくとも児湯郡内では聞いたことがありません。これこそ歴史と文教の城下町ならではのあり、明倫堂の教えを現在に伝えています。このような団体が、末永く継続できるための支援を行っていただけないでしょうか。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。お答えいたします。

令和3年度より高鍋町における芸術文化活動の振興を図るため、宮崎県または九州地区代表として各種芸術文化の県外大会やコンクール等に出場する個人または団体に対し奨励

金を交付することとしております。

また、生涯学習の推進に取り組む団体に対して交付しております高鍋町地域生涯学習推進事業補助金がございますので、文化団体の活動を支援する事業として御活用いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 11番、加藤秀文議員。

○11番（加藤 秀文君） 11番。答弁いただいた内容について承知いたしました。しかし、今後の課題として、何とか継続的に助成金が出せるよう検討していただきたいと思っております。

次に、3、自治公民館活動の活性化について質問させていただきます。

①本町の11地区84の自治公民館の活動状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。お答えいたします。

現在、社会教育課で把握しておりますのは、令和3年度の活動状況となりますが、飲食を伴う者や地区の祭りなどのレクリエーションの要素が高い活動の多くは中止となっており、ほとんどの地区では清掃や交通安全に係る活動が主なものとなっているようでございます。

また、一部の地区では、独自に広報紙などを発行し、地区の活動を伝え、情報を共有することにより地域のつながりを保つ努力をされていると感じております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 11番、加藤秀文議員。

○11番（加藤 秀文君） 11番。答弁いただいた内容について承知いたしました。

次に、②どの地区でも高齢化になっていると思いますが、この状況をどう捉えているのでしょうか。また、今後の対策は考えられているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。お答えいたします。

地区加入者の年齢層の把握はしておりませんが、町や全国的な傾向から考えても高齢化は進んでおり、年に数地区からは高齢化による役員のなり手不足、部会の廃止等の相談がございます。

活動の縮小により地域のつながりがなくなっていくという問題がありますが、地区への加入や活動への強制力はないため、現状は相談をお聞きして参考となる事例があればお伝えするという対応をしております。

高齢化や未加入者の増加による地域コミュニティの希薄化は、地域の防災や防犯という観点からも重要な課題でございますので、これらを主とした啓発を定期的に行う必要があるかと考えます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 11番、加藤秀文議員。

○11番（加藤 秀文君） 11番。答弁いただいた内容について承知いたしました。自治公民館活動が機能しなくなった場合はどうなるのでしょうか。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。お答えいたします。

自治公民館の活動、地域のつながりがなくなると、地域の支え合いによる安心感、共助の仕組みが失われることにより様々な面で支障を来すことが考えられます。

この問題は高齢化や地区未加入者の増加といった将来的な自治公民館活動の停滞への不安材料が多くございます。ゆえに、全国の自治体や自治公民館の取組活動例などから、高鍋町で参考にできるものがないか調査し、そして、地域コミュニティーを維持し、交流やつながりが切れないような支援をしていくことが、まずは重要であると考えます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 11番、加藤秀文議員。

○11番（加藤 秀文君） 11番。自治公民館の高齢化が進んでいるのは、どの地区も同じだと思います。この問題は、今後の高鍋町にとっても大きな課題になると思います。担当課の方に自治公民館の年間を通した活動について話を伺ったところ、それぞれの公民館では、その地区ならではの伝統行事が多岐にわたって実施されますが、おおよその公民館活動で共通しているのは、季節に合わせた清掃だと聞いています。

春から秋にかけての清掃では、そのほとんどが地区の公園や広場に勢いよく伸びる草とのたちごっこのようなものです。切っても切ってもすぐ伸びる草を切る作業は、経験した人ならば誰もその苦勞を知っていると思います。ましてや近年の酷暑と言われる夏の時期に高齢者の方が、この作業をするには無理があり、人命にかかわることにもなります。

ここでの問題点としては、①各地区の若い方に参加していただく工夫をすることが必要となります。また②草刈りなどの清掃作業を行った後、草やごみなどを所定の場所に運ばなくてはならないこともあると思います。地区によっては軽トラックなどを持っている方もいると思いますが、持っていない地区もあるのではないのでしょうか。また、地区によっては、清掃に必要な各種の道具についても同様だと思います。

そこで提案なのですが、各地区での作業が行われるのは、おおよそ日曜日だと思うのですが、若い方の参加を増やすための工夫として、高齢者も含めて参加者らには何らかのポイント制を導入できるようにしたらどうでしょうか。

従来、自治公民館活動は、ボランティアの要素が強いと思いますが、自治公民館活動がなくなった場合、各地区の環境整備は、高鍋町が事業者へ委託しなくてはならなくなるのではないのでしょうか。そうすると相当な予算を組まなくてはならなくなると思います。

それならば、これからの新しい取組として、行事ごとにポイントを決め、参加者に還元する方法を取り入れてみたらどうでしょうか。もしかすると若い参加者は、それがきっかけとなり、住んでいる地区の高齢者の方とのコミュニティーが生まれ、公民館に加入され、

自治公民館活動は活性化するのではないのでしょうか。

また、住んでいる地区に限定せず、町内での行事を「お知らせかなべ」などで広報し、他の地区からもポイント獲得のために参加していただくことも可能になるのではないのでしょうか。

その2、役場の公用車や道具、機材を貸し出すことはできないのでしょうか。以前、高鍋町に政策推進課があった当時、役場の依頼で日南市に自治公民館活動について取組事例を聞くために訪問しました。その際、日南市ではその当時から自治公民館活動に積極的で、市役所の公用車や必要な道具や機材の貸出しを行っていました。ほかの自治体での取組について、情報を収集し、前向きに検討していただきたいと思います。

次に、③転入者が関係窓口に来た場合、自治公民館への加入については、どんな対応をしているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。町民生活課は、高鍋町に転入されて来られた方が、まず最初に、そして必ずお越しになる課でございます。その際、各課から預かっております転入者向けの冊子や各種ハザードマップ等をお渡ししておりますけれども、その封筒の表面に大きく自治公民館加入についての案内を印刷しまして、加入促進の一助となりますよう努めているところでございます。

○議長（永友 良和） 11番、加藤秀文議員。

○11番（加藤 秀文君） 11番。答弁いただいた内容について承知いたしました。

町民生活課は、高鍋町に転入した方にとって手続などで一番最初に来られる窓口です。強制はできないでしょうが、昨今の現状ではいつ起こるか分からない災害などから身を守るためにもなど、自治公民館へ加入した場合のメリットについて説明し、加入していただけるよう案内していただきたいと思います。

次に、④令和4年4月1日時点の役場職員は170人と聞いていますが、その中で何人が本町に在住しているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。141名でございます。

○議長（永友 良和） 11番、加藤秀文議員。

○11番（加藤 秀文君） 11番。答弁いただいた内容、承知いたしました。

先ほど日南市での自治公民館活動への取組を紹介しましたが、その当時の情報では、日南市の職員は、それぞれが住んでいる地区を担当し、自治公民館活動に積極的に取り組んでいるとのことでした。

現在では、高鍋町も職員が担当地区を持ち、活動していると聞いていますが、それぞれの地区で公民館長などをサポートし、自治公民館活動の活性化に取り組んでいただければと思います。もちろん私も同様でございます。

以上で、質問の全てを終わります。

○議長（永友 良和） これで、加藤秀文議員の一般質問を終わります。

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、3番、橋重文議員の質問を許します。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、質問事項1、経営管理権集積計画についてから質問させていただきます。

前回の令和4年第4回定例会において、森林の伐採及び伐採後の造林について質問させていただきました。

その中で、令和2年度の高鍋町における伐採後の再造林率は48%と再造林が進んでおりません。要因といたしまして、造林、下刈り作業従事者が不足していることや、森林所有者の再造林意欲の低下等が報告されました。

そこで、本町では再造林を推進するため、国、県の再造林補助に上乘せする形で再造林補助を行っておりますが、あわせまして下刈りに関する補助につきましても、今後の状況等を見ながら検討していきたいという回答を頂きました。

また、令和4年度は、令和元年度に実施しました意向調査準備委託1工区の結果を基に意向調査を実施し、令和5年度につきましては意向調査の結果を基に経営管理権集積計画の策定を実施していくことということでしたが、経営管理権集積計画というものはどういふものか、お伺いいたします。

以上、登壇での質問とし、質問事項1、経営管理権集積計画についての2から5、質問事項2、マイナンバーカード普及についての1から4につきましては、発言者席にて質問させていただきます。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

経営管理権集積計画についてでございますが、現在、日本の国土の約3分の2は森林であり、戦後に植えられた人工林が大きく育ってきております。

一方で、森林所有者の世代交代や暮らしの多様化などの理由で手入れが行き届かなくなっている森林が数多くございます。

そのような中、国において適切な森林整備を進めていくことを目的に、平成31年4月1日に森林経営管理法が施行され、森林経営管理制度がスタートしました。

森林経営管理制度は、適切な森林経営管理が行われていない森林について、市町村が経営管理の権利を集積し、意欲と能力のある林業経営者への経営の委託もしくは市町村による直接管理を行うことで森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化、森林の適切な管理の両立を図ることを目的としております。

経営管理権集積計画とは、市町村が経営管理を行うべきと判断した森林を取りまとめる際に作成する計画のことで、森林所有者がこの計画に同意した後、公告・縦覧することにより、森林の経営管理権が市町村に設定されることとなります。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。大まかに分かりましたが、なかなか分かりにくいので、制度の仕組みについて質問させていただきます。

まず、市町村に経営管理を委託することは、森林所有者にとってどんなメリットがあるのか伺います。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。これまで御自身で手入れをすることができなかった森林を、町が所有者に代わり整備することによりまして荒廃した森林が健全な森林に生まれ変わることができます。

また、林業経営者に再委託した場合、伐採収入から経費を差し引いて収益があったときには所有者への還元が期待できます。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。それでは、市町村に経営管理を委託しようと考えている人は、希望する森林全て委託できるのでしょうか。また、委託金額は、どの程度かかるか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。希望する森林の近くまで路網が整備されているかなど調査いたしまして、林業経営に適した森林であれば経営管理権を設定いたします。

経営管理権とは、木の伐採、木材の販売・造林・保育を主とする権利のことです。現状のままでも手入れを必要としない天然林や所有者が植栽をすべきであります伐採跡地については、経営管理権を設定する必要はないものと考えております。なお、委託金につきましては必要はございません。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。市町村に委託する期間、これは何年間なんですか。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。適切な経営管理が持続的に行われることを確認するため、間伐の場合は少なくとも5年程度、主伐の場合は、主伐後の管理として植栽や下刈り、除伐までを含みます15年以上で設定することになります。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。市町村に委託した経営管理の内容は、期間途中で変更することができるのでしょうか。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。町に委託した経営管理の内容については、途中で変更することはできません。やむを得ない事情で変更したい場合は、一度集積計画を取り消し、再度新しい集積計画を作成して町が公告することになります。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。森林を土地ごと売却または市町村に寄附したいと考えている人は、この制度で可能なのでしょうか。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。売却や寄附は、この制度の範囲外となりますので、森林の取得に関心のある所有者や事業者にご相談していただくこととなります。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。森林環境譲与税が、これに使われると聞きましたが、この制度の中のどこに使われるのでしょうか。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。意向調査や森林状況調査をはじめ、ひなたのチカラ林業経営者に再委託できない場合に町が自ら経営管理をするときの財源等に譲与税を活用することになります。

なお、町が譲与税を使って整備した場合は、収益があっても所有者には還元できません。以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。皆伐して伐採収入を得たいと考えている人は、この制度で実施できますか。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。この制度では、主伐後は植栽することが義務づけられており、その後の下刈りや除間伐まで行う必要がございます。主伐による収入が、植栽、下刈り等の管理に要する経費を差し引いて収益が見込まれるのであれば、その収益は所有者に還元されることとなります。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。経営管理権集積計画の制度創設の背景及び制度の仕組み等については分かりましたが、森林環境譲与税は私有林・人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与されるようになっておりますが経営管理権集積計画の中で委託した森林はこれまでどおり私有林という取扱いになるのでしょうか。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。意向調査の結果、所有者が町に委ねたいと意向を示した森林については、町がどのように管理をしていくのか、経営管理権集積計画を作成いたします。森林経営管理制度の対象となります森林は、私有林、人工林の中で

近年経営や管理がされていない森林であります。天然林や管理されている森林は、対象外になります。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。おおむね分かりました。令和2年度の高鍋町における伐採後の再造林率は48%となっており、現在、杉の伐採が終わり、雑木と繁茂している森林は、私有林、人工林ではなく、私有林、自然林ということになるそうですが、高鍋町における私有林、人工林の面積は、減少していくと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。森林環境譲与税は、令和元年度に創設されたものでありますが、譲与開始から3年が経過する中、各自治体が様々な取組を進めている一方、効果的な活用を行っていない自治体もあることから、農林水産省では森林整備の取組や施策の効果を検証しつつ、必要がある場合は、所要の見直しを検討するとされておりますので、譲与税の今後につきましては、国の動向をしっかりと注視していきたいというふうに考えています。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。私有林の人工林の面積が減少すれば、森林環境譲与税が減少することになると考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。只今回答いたしましたけれども、今後減少することがあれば、見直しがされると、現在、国のほうからも出ておりますので、減少して収入が減るということであれば、その対策については今後検討したいというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。見直しされるということではありますが、高鍋町における令和2年度の再造林率が48%ということでありまして、私有林・人工林面積が減少していくことに歯止めをかけることは、なかなか難しいと思います。

森林環境譲与税が減少することだけを危惧するのではなく、自然のままにしておくと荒廃が進み、林地境界が分からなくなり、再造林するためには測量が必要になるため、さらに再造林率は下がってしまいます。

また、自然林が生育していない山林にあっては、治水力が下がり、水害や土砂災害などの危険ももたらします。そして森林の価値はますます下がります。広範囲にわたり安価で売却されることも考えられます。

宮崎県の令和4年11月定例会にて、宮崎県都城市内の約700ヘクタールの山林が、本社福岡市の外国籍の男性が代表の太陽光発電や風力発電を手がける企業が購入したことが報告されました。

この山林は、数年前に所有していた別の業者が植えられていた杉のほとんどを伐採されていたとのことです。

また、沖縄県の屋那覇島約70万平方メートルの約51%に当たる部分を、中国籍の人が購入したことも分かっております。

日本では、外国人が土地を購入することに対して規制がないため、日本で土地を購入したいと思う中国人は非常に多いと聞いております。このようなことがないように、荒廃した山林をどのように対処していくのか伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。御質問にお答えします。

荒廃した山林をどのように対処していくのかという御質問でございますけれども、町といたしましては、荒廃した山林の現況調査等を行い、森林環境譲与税の活用方法や森林整備の手法について、県と森林組合の三者で今後検討を行っていきたいと考えております。

また、国や県への要望につきましては、森林に関する会議の際などに、しっかりと状況を伝えまして、森林整備のための補助事業が整備・拡充されるようになればと考えております。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。なかなか難しい問題だと考えますが、現時点での経営管理権集積計画では、私有林・天然林は対象外ということですが、県及び森林組合とも一緒に考えていくという回答を頂きました。

ただ、荒廃した竹林については、竹林を無償撤去し、牛・豚の飼料・野菜の飼料として生産している都城の業者が現れまして、新富町にも工場を増設されることを聞いておりますので、竹害に頭を悩まされている方への期待は大きいと思います。

荒廃した山林がよみがえり、森林環境税及び森林環境譲与税の本来の創設目的であった森林の有する公益的機能が発揮されることを期待し、経営管理権集積計画についての質問を終わります。

次の質問に移ります。2、マイナンバーカードの普及について。

2015年10月中旬から住民票を有する方全員にマイナンバーが通知され、2016年1月からマイナンバーカードの交付が市・区・町村役場の窓口で開始されました。

マイナンバーカードを新規で取得すると、最大2万円分のポイントが還元されるマイナポイント第2弾について、総務省は2月末までとしていたポイントの申込みを5月末まで延長すると発表されまして、高鍋町役場でも受取申請が多数来庁されたと思いますが、マイナンバーカードの申請件数、交付件数及び交付率はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。マイナンバーカードの交付申請件数等についてでございますが、令和5年2月28日時点の実績にて答弁をさせていただきます。

交付申請件数は1万5,146件、交付枚数は1万3,798枚、人口に対する交付枚数率は69.1%となっております。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。分かりました。

マイナポイント目当てに申込みをした住民も多いと思いますが、利用者側のメリットは分からない人も多いかと思います。利用者側のメリットは何かお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。マイナンバーカードを持つメリットについてでございますが、現時点では、本人確認書類として使用できることや、転出届及び転入の手続の予約がオンラインで行うことができるというメリットがございます。

また、将来的には、例えば、保険証や運転免許証などのカードの統合や、オンラインにより様々な行政手続を行うことができるようになること、行政機関等が持つ自己情報を確認することが可能となることなど、利便性のさらなる向上につながるものと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。利便性がますます高まるということでありましたが、その中でマイナンバーカードを保険証として使える等のメリットがあると思いますが、医療機関等のオンライン資格確認の導入状況はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 高鍋町における医療機関等のオンライン資格確認の導入状況についてでございますが、2月26日現在、健康保険証利用参加医療機関、薬局は、医療機関が31か所中16か所。割合といたしましては51.6%、薬局が10か所中8か所。割合といたしましては80%でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 分かりました。昨年、高鍋町においてマイナンバーカードを利用した住民票、印鑑登録証明書、課税証明書、所得証明書のコンビニ交付サービスについて、今後、導入に向けて様々な検討を行っていく必要があるということでありましたが、高鍋町におけるマイナンバーカードを利用した住民票、印鑑登録証明書、課税証明書、所得証明書のコンビニ交付サービスについて、現在どうなっているのか、町長のお考えをお願いします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。コンビニ交付サービスの導入効果につきましては、十分承知しているところでございます。

これまで住民の利便性の向上や窓口の混雑緩和といった観点から検討を行ってきたところでございますが、コスト面が導入に向けての大きな課題として残っているところでございます。

令和5年度新規事業でLINEを活用した各種行政手続の基盤構築を行うことも踏まえ、今後とも県内他町村の動向等に注視しながら、引き続きコンビニ交付サービスについて検討してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。大変、便利なものでありますが、町長の答弁でもありましたとおり、全国のコンビニやストアのキヨスク端末に接続する費用が高額と聞いておりますので、財政的にも十分検討されまして、慎重に決定されることを希望いたしまして、全ての質問を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、橋重文議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

.....

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、8番、田中義基議員の質問を許します。

○8番（田中 義基君） 8番、田中義基でございます。傍聴席の皆様には、2日目をご苦勞さまでございます。ありがとうございます。

先月でしたか、県の町村議会の事務局長、崎村さんをお招きしまして議員研修を開催しましたが、その中で、一般質問の仕方とか在り方とか、その中での具体例を挙げて、多少残念な質問というのがありました。その質問にならないように心がけたいと思いますけれども、議長のほうから、おまえはなりつつあるから、そのときはブザーを押すからなと言われましたんで、そうならないように気をつけたいと思います。

今回、質問事項として5点ほど挙げさせてもらっておりますが、そのうちの4番目、定年年齢引上げの制度化につきましては、その関連条例について今回の議会に提案されております。通告時点ではまだ議会運営委員会も開催されておりましたので、質問事項として挙げさせてもらってございましたが、この関連議案は委員会で多くの質疑、討論をさせてもらいましたので、この場の一般質問は割愛させていただきます。

それでは、1、まず、空き家対策についてですが、この事項につきましては、今回も含めて、これまでの議会におきまして数名の議員の方から関連する事項の質疑、質問が行われてきましたので、それに対して答弁がっております。

令和2年に制定された高鍋町空家等対策の推進に関する条例、そして10か年計画で作

成された高鍋町空き家等対策計画に基づいて、粛々と対応していくことと併せ、特に町なか等に存在する空き家の利活用のプランについては、その取組を幾つか検討されておられます。

新年度もその予算が計上されておりますが、そのほかの一般的に呼ばれる空き家の対策についても、いろんな知恵を出し、所有者もしくは管理者の方と協議をしながら早急な解決を図ってまいりたいとの答弁もございました。

今申し上げました、高鍋町空き家等対策計画ですが、空き家対策審議会設置の規定がなされています。その審議会は、倒壊のおそれのある空き家等を特定空き家等として認定するための審議などを行うこと、特定空き家等として認定されれば、立入調査、助言または指導、勧告、命令、行政代執行などの措置を行うことができ、適切な空き家の管理ができることとなっています。

今回、いわゆる空き家のうち、その特定空き家等と認定される空き家を主にして、その対策について質問させていただきたい。

空家法、空家等対策の推進に関する特別措置法ですが、に特定空き家等の規定がなされています。そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるもの、著しく衛生上有害となるおそれのある状態のもの、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観の損なわれている状態にあるもの、これらを認められるものを空き家等ということに規定されています。

そこで、まず、①ですけれども、空き家対策審議会において認定された特定空き家等の扱いについて、今後、具体的にどう進めていかれるのか、改めてお伺いしておきます。

この質問事項用紙の②、③、④と、大きい2番、旧警察署跡地については、発言者席からお尋ねいたします。

次の5ですけれども、施政方針についてです。

今後1年間の町長としての基本的政策や政治的方針を述べられる施政方針です。大変重要な質問項目として、毎年多くの議員が質問をしていますが、今議会、質問者は2人だけなので、ちょっと残念でございますが、私も毎年、この10項目の優先順位について質問をさせてもらっておりますが、昨年の答弁では、本町のさらなる活性化のためには、10項目の達成すべき目標のいずれも不可欠なものでありますので、一つでも多くの目標が達成できるよう努力してまいり所存でございますとありました。

では、お伺いいたします。10項目のうち、どれを重点として目標達成に努力されるのか、お答えいただきたい。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

空き家対策審議会において認定された特定空き家等の扱いについてでございますが、立

入調査を行い、高鍋町空家等対策の推進に関する条例第9条の規定により、「特定空家等の所有者に対し、必要な措置を助言し、指導し、若しくは勧告し、又は命ずることができるとなっております。それでも従わない場合は、行政代執行などの措置を行うこととなります。

○議長（永友 良和） 町長、施政方針は。町長。

○町長（黒木 敏之君） 失礼しました。少し変わったそうです。お答えいたします。

10項目の達成すべき目標について、どれを重点的に目標達成するのかについてですが、高鍋町の揺るぎないビジョンであります、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生の実現の本町のさらなる活性化のためには、10項目の達成すべき目標のいずれも不可欠なものであります。一つでも多くの目標が達成できるよう努力してまいり所存でございます。

○議長（永友 良和） 8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） 8番。只今の答弁にありましたけれども、空き家に関して、そもそも代執行というのは、空き家が特定空き家等と認定された物件について、所有者等に代わって行政が強制的に解体する場合、これが行政代執行になりまして、またその物件の所有者等を特定できない場合に略式代執行というふうになるようでございますけれども、なお、ここで言われる「所有者等」というのは、空家法で「空家等の所有者又は管理者を示す」と規定されていますが、管理者の定義というのがちょっとどうなのでしょう、不動産業者等も含んでいるのかなというふうには思っていますが、そこでお伺いしておきます。この空き家対策審議会において、認定された特定空き家等に対して、行政代執行あるいは略式代執行を取る場合の手順はどうなのでしょう。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。手順といたしましては、空家法第14条第3項の規定によりまして、行政が空き家の所有者等に何らかの措置、勧告に係る措置ですね、をするよう命令を行いまして、命令をされたことで、所有者は命令の内容を履行しなければならない義務を負いますので、義務を負った所有者が命ぜられた措置を履行しない場合に、その命令された措置を行政が代わって執行いたします。いわゆる代執行を行うということになります。

○議長（永友 良和） 8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） 8番。行政代執行は別にしまして、略式代執行では、一旦自治体が解体費用等の負担をして、所有者等が確定した段階で請求というふうにありますけれども、ただ、その所有者等のうちの管理者がいればいいんですけども、所有者が相続等の問題を解決できていない場合に、明確に所有者の確定ができない事案が多くあるんだそうでございます。

ちなみに、前回議会での空き家対策についてのどなたかの質問に、蚊口地区で特例で対応したと聞いたような覚えがあるのですが、ちょっと伺っておりますが、昨年措置

をされた蚊口地区での空き家対策について、どんな状況で、どういう手続で行われたのか教えていただきたい。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。昨年度対応いたしました空き家につきましては、倒壊して通行人に危険を及ぼすおそれのある状態の空き家であったため、高鍋町空き家対策の推進に関する条例第11条の緊急安全措置による対応を行ったものでございます。

○議長（永友 良和） 8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） 8番。11条でしたか、条例どおり、その切迫した危険を回避するための緊急安全措置を採られたんだと思います。そうおっしゃいました。ここにもあらかじめ所有者等の同意が必要だけれども、やむを得ず所有者等の同意を得られないときはこの限りではないとありますけれども、聞き取り時には伺わなかったんですが、この蚊口地区の場合、所有者等の同意というのは取られたんでしょうか。伺っておきます。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。その当時、私は担当しておりませんでしたので、現在資料を持っておりません。

○議長（永友 良和） 8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） 8番。先ほども申しました、略式代執行では解体費用、所有者等が確定した段階で請求とありますけれども、明確な所有者確定ができない事案が多くあるんだというふうに聞いております。

そこでお伺いします。一番問題となりますその所有者であるとの判断、これはどのように行うんでしょうか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。登記情報、戸籍情報、固定資産税の所有者情報などから、所有者の判断を行っております。

○議長（永友 良和） 8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） 8番。当然それしかないのかなと。そうすることで、全ての特定空き家等の所有者が認定されればいいんですが、そうはなっていないと。また、所有者と認定されても撤去の対応がなかなかできないというのは、それこそ相続等の問題で、その所有者と判断された方、個人の判断ではなかなか撤去できないということが理由なんじゃないかなというふうに思っているところです。

そこでちょっと別な視点で、特定空き家等の所有者と認定されたら、その助言・指導に従わないと、住宅用地特例による税軽減、6分の1とか3分の1とかの適用が受けられなくなる、これに関しては、今回、法改正で管理不全空き家に指定されてもそうなるというふうに聞いておりますが、そうであれば納税すべき額が多くなりますよね。現在、相続がうまくいっていない固定資産の税額について、恐らく納税を担っているのは所有者と限定

されない、例えば、その相続代表者と指定される方ではないかなというふうに思いますが、そこでお伺いします。土地家屋等の固定資産税に係る相続代表者の指定手順と課せられている責務はどういうことなのでしょうか。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。納税義務者が死亡した場合でお答えいたしますが、その場合は地方税法第384条の3の規定に基づき、相続人全員の氏名等と相続代表者を記した固定資産現所有者申告書を提出していただき、納税義務者の変更とそれに伴う事務処理を行っております。ただし、あくまでも税事務上の手続でございますので、速やかに相続登記をしていただきますよう、併せてお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） 8番。申告書を作る段階で、相続の問題、もめている場合については、なかなかそれもできないなというところもあるような気がしております。

で、税法、地方税法かな、納税事務上の相続代表者が、一般にいう納税を担う持ち主という扱いの判断になるんでしょうけれども、法を詳細に知らない、めちゃくちゃなことを言うなどと言われるかもしれませんが、税法でいう相続代表者をいつそ空き家対策での所有者に認定して、助言・指導に従う空き家撤去を受ける権限を与えられないものでしょうか。また、相続登記で明確に所有者と確定されていなくても、相続代表者の方を所有者と見なして、その方の承認があれば、行政代執行あるいは略式代執行を何とかできないものでしょうか。いかがでしょうか。無謀なことと承知で申し上げます。それが可能となるための、例えば、独自の条例等の制定なんかは検討できないものでしょうか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。所有者不明の空き家につきましての解決は相当困難でございまして、どこの自治体でも苦労しているところでございます。

独自の条例等の制定は難しいと思いますが、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法などで、捜査方法がこと細かに規定されておりますので、これを行うことで、所有者不明土地となれば、略式代執行を行うということとなります。

○議長（永友 良和） 8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） 8番。本当に最近、町内での空き家が目立ち始めたなというふうに思っています。何十年か後、恐らく町内空き家だらけというような状況になってほしくないなというふうに思っております。

先ほどの緊急安全の措置、難しい空き家対策、対応、全てにこれを適用すべきとは申しませんが、そういう対応ができるんですから、一つの手段として、少しその措置の判断を緩めてでも対策を進めていくというふうなお願いをしたいなと思っております。

これは聞き取りの際にちょっと話したんですが、火災の後に片づけもままならず、残骸が放置された家屋というのは今2件ほど残っていますよね。これも言わば空き家みたい

なもんでございましょうが、この対応にも地区の方って本当に苦慮していらっしゃるんです。こちらも併せて、これは建設サイドのほうにはお話し申し上げているんですが、どこの部署か分かりませんが、対応、検討をお願いしておきたいというふうに思っております。

せっかく空き家等対策計画を作成したんですから、確実にしっかり進めていただけるようお願いしたいというふうに思います。

続きまして、2番の旧警察署跡地についてなんですが、北高鍋菖蒲池の4833番地1ほか2筆、3,970.96平方メートル、この跡地、平成13年に建物を取り壊し、更地になっております。もう20年ほど経過しておりますが、県の総務部の財政管理課の所管で、何回かの一般競争入札とか、インターネットの固有財産売却、期間入札ですが、でも落札されずに、今、2,650万円の予定価格で随意契約というふうになっているみたいです。坪約2万2,000円ぐらいの価格ですね。

地域住民の方も、決してこの土地を町で購入して何か施設を造ってくれとか、企業誘致にでも使うべきじゃないかというような要望・希望を持っておられるわけではなくて、ただ、町内の一等地と言えるこの地域に、あれだけの広さの土地が何も利用されずに放置されていることに鑑みると、何かに利用すべきではないのかと。これは私も本当に考えてしまいますが、そこでお尋ねです。所有者である県のこれまでの管理状況を含めて、跡地の現在の状況を把握しておられたのかお尋ねします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。高鍋警察署跡地についてでございますが、所管課がございませんので、総務課において答弁をさせていただきます。

跡地につきましては、詳細に管理の状況を把握してはおりませんが、県において定期的な草刈り等を実施していただいていることは承知しております。

以上です。

○議長（永友 良和） 8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） そうですね、当然そうなります。

では、県に対してその利活用について、町として何らかのアクションを起こしたことがあるんでしょうか。あるいは、逆に県から何かそういうアクションがあったとかいったことはなかったんでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。跡地の利活用につきまして、近年において、町が何らかの働きかけをした、あるいは県から何らかの働きかけがあったという事実はございません。

以上です。

○議長（永友 良和） 8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） やっぱらないでしょうね。

では、その土地に関して、高鍋町の用途地域としてはどの区画に入るんでしょうか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。前面の県道から40メートルまでが第二種住居地域、40メートルを超えた部分が第一種住居地域でございます。

○議長（永友 良和） 8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） 8番。であれば、40メートルまでは2階建てぐらいの工場とか事務所というのは造れるということになるんでしょうから、でも、なかなか買い手がつかないんでしょうね。いつまでこの状態が続くのか。例えば、県有地、言わばほかの者の土地ですから、町として、その、口出しは余計なことではあるんですけども、もったいないというふうに思っています。

一つ、この土地に関して、地域住民の方からの思いをちょっと、お願いというか、伺っているんですが、今ここは北側の、先ほどおっしゃった、県道沿いの一部のロープのくいの区間、これを除いて周りは全て頑丈な金網フェンスで囲ってございます。不要に立ち入ることができなくしてありますけれども、住民の方、防犯上、危険防止のためにそのような管理がされているというのは十分御承知のようですけれども、ぜひ何とか休日の昼間だけでも、子どもたちだけでも入れてもらって、自由に広い空間で遊ばせてやる方法はないのかと、そうできないものかという要望でございました。

個人の所有である空き地だったら、子ども会とか公民館とかから、安全を担保しながら遊ばせたいとのお願いもできるんですけども、県の土地なものですから、何ともその手順が分からない、何とか町にお願いしてもらえないかとのことでしたけれども、いかがなものでしょうか。それは可能なことでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。跡地に対する地元要望についてでございますが、多くの地元住民の皆様から強くそのような要望があれば、県に対し、その要望をお伝え、おつなぎすることはできるものと考えております。

○議長（永友 良和） 8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） 多くの住民の強い要望を町に対して、表明されるようにお伝えをしておきたいと思えます。

それから3番ですけども、高鍋町の気象観測地点、アメダス機器の設置場所についてでございます。

非常にマニアックというか、細かな案件についての質問を続けてしまいます。ブザーが鳴りそうですけれども。テレビやSNSなんかで、天気情報につきまして、ここ数年、県内の今朝の最低気温、椎葉、諸塚、高鍋が低くなっているというような内容をよく耳にされるかと思えます。町民の方からは、どうして急に高鍋が寒くなったんだろうねというお話をよく聞くようになりました。県内でも温暖な気候の高鍋という印象にダメージがあるよねとおっしゃっています。

私も県外の友人から、高鍋はそんなに寒かったんだっけとかというふうに聞かれたので

すが、ちょっと調べましたが、今年の1月の25日の7時10分にマイナス8.3度、これまでの高鍋町の最低気温を更新しております。その日は全国的に本当に凍える1日ではあったんですけども。

そこでお尋ねします。ここ数年の高鍋町最低気温の状況の把握というのはしていらっしゃいますでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。最低気温の状況について、町独自の観測はしていませんが、気象庁のホームページで確認をしました、平成29年3月以降の期間における1日の最低気温の観測史上1位から5位のデータでお答えをしたいと思います。

第1位は、今、議員からありました、令和5年1月25日のマイナス8.3度、第2位は令和3年1月9日のマイナス7.7度、第3位は平成30年2月7日のマイナス7.3度、第4位は令和3年1月10日のマイナス6.9度、第5位は平成30年2月6日のマイナス6.5度となっております。

以上です。

○議長（永友 良和） 8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） ありがとうございます。細かく御説明ありがとうございます。

今、答弁にありましたように、高鍋町の気温観測が始まって以来の最低気温のベスト5というのは、ここ数年だけに限られております。その観測をするこのアメダスの機器、この観測機器の設置場所の変更とその場所選定の経緯というのは、どのようなものだったんでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。まず、設置場所変更の経緯についてでございますが、以前は、蚊口保育園跡地に機器が設置をされておりましたが、同所に津波避難タワーを建設することとなったため、環境の変化による観測地への影響を考慮して移転が必要となったと伺っております。

次に、場所選定の経緯についてでございますが、宮崎地方気象台からの依頼によりまして、移転可能な町有地を紹介したところ、気象台において高鍋湿原が機器の設置条件に合致すると判断され、平成29年3月から運用が開始されたものでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） 8番。おっしゃるとおり、2017年に現在の高鍋湿原内に移設をされたものでございます。

実は、高鍋町の最近の最低気温の更新による、これまでのイメージとの相違に関して、それとアメダスの移転設置場所の選定基準と経緯について、ちょっと宮崎気象台のほうに問合せをさせていただいたところ、丁寧に電話と文書での回答を頂きました。

只今の答弁内容どおりなんですけれども、ちょっと届いた回答の原文を読み上げさせて

もらいます。

お問合せいただきました観測機器設置場所の選定基準につきましては、場所を選定する際は、その場所が地表面であること、ほかの観測地点から一定距離離れていること、過去の水害から観測機器の流出や水没の可能性が小さい場所、雨量及び風向風速を観測する機器を設置する場合は、周辺の樹木及び建築物等による影響が小さいことなど、複数の選定基準を設けております。また、御意見頂きましたとおり、高鍋地域気象観測所は2017年に移設作業を実施しておりますが、移設を行った理由は、これまで観測していた場所に津波避難タワーが建設されることになったためです。このため、宮崎地方気象台では、観測業務継続の観点から、津波及び洪水浸水想定地域外等の土地の紹介を高鍋町へ依頼、提示された幾つかの移設候補地において環境調査を実施し、選定基準に照らし合わせて確認・検討を行った結果、現在の観測地点が最も環境として適切であると判断いたしました。気温を観測する機器についても、人工的な熱源やアスファルトなど、人工物が気温観測へ影響を受けることのないような場所を選定します。気温の推移は、旧観測地点での観測記録と比べて低い値が見受けられますが、現在の観測地点への移設に至った経緯及びこれら複数の選考基準をクリアして現在の観測地点を決定しているため、ご理解賜りたいと考えております。

という回答を頂いております。

今ありました、ちなみに、依頼を受けて紹介した場所というのは何か所、どの地点だったのでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。選定場所として紹介した場所につきましては、高鍋湿原、高鍋町美術館駐車場、たかなべ食彩工房の3か所でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） 8番。確かにその3か所であれば、湿原との判断は的確なんでしょうね、そう思います。正直言いまして、1度や2度の差、失礼ですけれども、1度や2度の差なんて大したことではないんだと考えて納得するしかないんじゃないかと思っています。最低気温が低くはなるが、気象観測として町内で最適な場所に設置をされているんだから、やむを得ないことなんですよね。今さら、その、移転したばかりなのに、場所変更をと要望しても、これは不可能だろうと思います。それでも何か釈然とされない方がいらっしゃると思いますので、せめて今後は、そういう設置の経緯があり、状況であることを町民の皆様に周知をしていただいて、県内でも特に一年中温暖な地域、ちょっと言い過ぎでしょうが、そういうイメージのある高鍋町は、今回、地球温暖化の影響を過敏に受けることのない、なさそうなこの場所を選定してアメダス機器を設置しているという情宣に努めて、広く認知してもらうことが必要かなというふうに思っております。

例えば、町内有数の観光資源であります高鍋湿原のPRをする際のパンフレットなどに、

今後は、観測機器の写真を使うのも一つの手かなというふうに思っておりますし、また湿原のほぼ真ん中という環境のよい場所に最新の気象観測機器が設置してあるわけですから、機会があれば、小中学校の児童生徒の気象の学習をぜひこの場所で実施してもらおうといった対応も有効なのではないかなというふうに思っております。ぜひ、教育部局の方にも検討をお願いしたいなというふうに思っております。

それでは、5番の施政方針についてです。

10項目いずれも不可欠、当然そういう答弁になるだろうなと思っておりました。ですので、今回は一つの、個別の用語に焦点を当てさせていただいて、一般質問させていただきますが、これは聞き取り等なかったもんですから、こちらの方で考えさせていただきました。

この10項目の中で、昨年の施政方針から広く記述されているLPWA、ロー・パワー・ワイド・エリア・ネットワークですか、について、どのように推進していかれるのかお教えてください。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。LPWAネットワークの推進についてでございますが、本ネットワークは、エイムネクスト株式会社様が高鍋町内に構築している無線通信ネットワークでございます。

同社とは、平成30年4月に包括的連携に関する協定を締結し、高鍋町でのIoT活用推進など、主にIT分野で連携協力をいただいております。

当該協定に基づき、本町全域に、低消費電力で長距離の通信が可能な無線通信技術であるLPWAによるIoTネットワークを構築し、取得できるセンサーデータ等を利用して、高齢者の見守りや農業用ハウスの温度・湿度モニタリングなど、幅広い分野での実証実験や実装化に向けた取組が行われております。

このような民間企業による先進的な実証研究等で得られた結果も参考にしながら、2年続けて行っています、他の自治体にはあまり見られない、本町若手職員の自主研究グループによる調査研究活動や、副町長をリーダーとした町職員で構成するSDGsワーキンググループでの議論を深め、さらに、国が掲げるデジタル田園都市国家構想という国の方針に従いながら、LPWAネットワークを活用した事業の検討を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（永友 良和） 8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） 8番。実は、先日、ITセンターのプレオープンの際に見学をさせてもらったんですけども、もちろんプログラミングもeスポーツも、本当に大変先進的で興味が湧くんですが、それよりも入り口に展示してありましたLPWAの装置やセンサーの機器、これについて説明をされていまして、それを聞いてまして、これは本当におもしろいなと、本当に思いました。

私はちょっと勉強不足だったのですが、今おっしゃった、LPWA等の技術を使ってデータ収集する各種のアプリケーションなど、安価なIoTのインフラの構築というのは

ほぼ町内全域でもうできていると、カバーできるというふうにおっしゃっていたような気がしました。

やっとスマートタウンとはどんな形態なのかというのが、おぼろげながら見えてきたような感じが私はしております。

おっしゃった、その個別名をおっしゃったけど、エイムネクストさんを企業誘致して連携協定を結んで、お互いに取り組、始められて、もう5年かな、そう経つんじゃないかと思えます。新聞等のマスコミにも、スマートタウンの先端事例を取り組む高鍋町などと報道があったわけですから、当然視察にもおいでになる。ある自治体さんが、スマートシティの先進的な取組をしている高鍋町に伺いたいと、要望で連絡をされたらしいんですが、返事が、当町はそれにはまだ取り組んでいませんので、実証実験をされているエイムネクストさんを紹介しませうと言われてたらしいんですね。連携というのは一緒に進めることなんだと思っていたものですから、ちょっとそれを聞きまして、残念だなと思ったことはございます。

先ほど、自主研究グループとおっしゃいましたけど、これ、10項目のうちの最後の職員研修の教育の手法の一つだったと思いますけれども、それに位置づけられているレベルの自主研究グループだと思いますが、事務分掌の規定のある業務ではないということですよ。そういう扱いなんですか。もったいないですよ、せっかくいろんな施政方針の10項目、全てが大事と言われるのは理解できますが、その10項目の中にスマートシティとか関連の文言を広い範囲に記述されておりますので、約8か所ぐらいでしたか。それを考慮すれば、この業務に優先順位をつけるというのは間違いじゃないか、問題ないんじゃないかというふうに思っていますが、誰も反論しないんじゃないかなというふうに思っています。

どうぞ、その、町長の決断力と強い指導力を発揮していただいて、6番議員もおっしゃった、課の設置とまでは申しませんが、せめて担当室などを設置されて、早急な各部署横断的に、それぞれのアプリ等の取組の進行を束ねるキーとなる部署にさせていただきたいというふうに、もちろん予算も必要でしょうけれども、高鍋町を全国でも、個性ある貴重なスマートシティに仕上げ、デジタルトランスフォーメーションですか、を最大限に推進しましょうよ。ぜひ、町長、最後の質問になりますが、どうでしょう。そのように進められませんか。いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。LPWA推進室の設置についてでございますが、今後の状況を見ながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） そのようにぜひ進めていただきたいというふうに思います。

冒頭に申し上げた、残念な質問に該当しなかった、ブザーが鳴りませんでしたので、よかったなと思いますが、しっかり答弁いただいたこと、それから最後まで傍聴席、また、

議員の皆さんにも聞いていただきましたことを感謝申し上げます。

それよりも残念だったのは、今年度で退職されます鳥井課長が、議場で発言をされる機会をつくれなかったことは非常に残念でございます。本当に、職員として、課長として長期間、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永友 良和） 以上で、田中義基議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。1時10分より再開いたします。

午前11時45分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

.....

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、10番、森弘道議員の質問を許します。

○10番（森 弘道君） 10番、森弘道でございます。私は、今回3項目について一般質問をさせていただきます。

まず、不妊治療の保険適用についてでございます。

子どもが欲しいけれど、なかなか恵まれないという女性や夫婦が取り組む不妊治療についてであります。昨今は晩婚化や高齢出産の増加もあり、不妊治療の受診件数も増えているようでございます。高額な費用がかかると言われていた不妊治療について、国は少子化対策の一環として、昨年4月から公的保険の適用を制度化いたしました。

一方、同時に不妊治療の助成金は原則廃止となっております。普通に考えると、保険適用となれば、経済的負担は減ると思われがちですが、むしろ自己負担が増えるケースもあるようです。町長は不妊治療についてどうお考えになるのか、お伺いいたします。

次に、デマンド交通の利用状況についての質問です。

少子高齢化が進む地域やマイカー普及率が高く、路線バスの利用者数が少ない地域では、交通弱者に対する課題解決策として、デマンド交通の導入が進んでいます。2020年現在で700以上の市町村が導入しているようでございます。

高鍋町でも町内巡回バスに代わって、デマンド交通の実証実験が昨年10月から始まりました。まだ5か月しか経過しておりませんが、乗客数、委託経費等の実績についてお伺いをいたします。

また、この間で明らかとなったメリット・デメリットがあれば、教えていただきたいと思います。

3項目めの戸籍法改正とキラキラネームについては、発言者席のほうから質問をいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず、高鍋町の不妊治療の現状についてでございますが、不妊治療につきましては、令和4年4月から有効性・安全性が確認された基本治療が全て保険適用となり、医療機関の窓口での支払いが3割の自己負担で済むこととなりました。しかしながら、不妊治療には、診療方法によって高額な治療費を要するケースがあるため、経済的な負担等を考慮して、受診を控えている方もいらっしゃるものと考えております。

次に、デマンド交通についてでございますが、令和4年10月から令和5年2月までの5か月間で大人2,256人、小中学生404人に御利用いただいているとのことでございます。

運行に係る経費につきましては、10月から3月までのデマンド交通システム保守等業務委託費が275万円、デマンド交通車両運行及びシステム運営業務委託費が642万8,400円でございます。

登録者は3月7日時点で577人となり、順調に推移しているところでございます。

利用状況は、令和4年9月までの町内巡回バスが月平均220人の御利用であったものが、デマンド交通の実証運行開始後には、月平均532人と約2.4倍の利用状況となっているところでございます。

課題といたしましては、既存の公共交通との競合が生じること、また、そのことにより本格運行時には、国庫補助等の対象とならないことなどが考えられます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。不妊治療に関してでございますが、この不妊治療を受けておられるという町民の方がどれぐらいいらっしゃるのか、把握ができる範囲で結構ですが、教えていただきたいと思っております。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。不妊治療を受けていらっしゃる方の把握ができませんので、令和3年度の不妊治療助成事業の実績をお答えさせていただきます。

不妊治療助成事業は2つに分かれておりまして、まず、高鍋町一般不妊治療費助成事業、こちらは人工授精を受けられた方に対する助成になります。こちらが令和3年度、件数は6件、申請者数は5名でございます。

2つ目、高鍋町特定不妊治療費助成事業、こちらは体外受精・顕微授精を受けられた方、受けられた御夫婦に対しましての助成ですが、こちらが申請件数が18件、申請者数は9名でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） その助成といいますか、保険適用がまだ始まる前ですけども、高鍋町でもある程度、県のあれかも分かりませんが、助成があつていたんじゃないかなと思うんですけど、その内容について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。まず、一般不妊治療費助成につきましては、人工授精を受けられました御夫婦に対しまして、1回につき10万円を限度に治療費の助成を行いました。

次に、特定不妊治療費助成につきましては、体外受精・顕微授精を受けられました御夫婦に対して、1回の治療につき15万円を限度に助成を行いました。

以上です。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） ありがとうございます。

ところで、この不妊治療につきまして、町内の医療機関といますか、でできると思いますか、対応できる医療施設ということはあるんですか。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。現時点では、町内に不妊治療ができる医療機関はございません。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。それでしたら、県内にはどれぐらいありますかということ。県外だと大変かなと思うんですが、県内についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。一般不妊治療につきましては、多くの産科・婦人科医療で診察が行われております。詳細な医療機関の数は、こちら現在把握はできておりません。特定不妊治療につきましては、県内に受診可能な医療機関、6か所ございます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。今、県内に6か所あると聞いて少し安心しました。先ほど言いましたとおり、県外でしたら交通費だけでも大変になるんだろうなと思ったものですから。

また、あとこの6か所が少ないのか多いのかちょっと分からないですが、多分もっと多いほうがいいんだろうとは思いますが、こればかりは医療機関のことですので、ちょっと対応は難しいのかなと思います。

今後といますか、4年の4月から保険適用というふうに制度が変わったわけでございますけど、その保険適用となる条件といますか、そこと助成金制度が廃止になったという関係がございますけども、その関係性についてはどういうふうに今整理されているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。保険適用の条件でございますけれど、年

齢の制限と回数の制限がございます。

治療開始時の年齢が43歳未満の女性であること、また初めての治療開始時点の女性の年齢が40歳未満の場合は、1子ごとに通算6回まで、40歳以上43歳未満の場合は、1子ごとに通算3回までとなっております。

なお、保険の適用に伴いまして、従来の助成金制度は一部を除きまして廃止となっておりますが、年度をまたぐ1回の治療につきましては、現在経過措置がございます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。一応年齢制限があるということですから、この年齢を超えた人については、ちょっと考えてもらったほうがいいのかなと思うんですけど、こればかりはもうどうしようもないんですよね。やっぱり妊娠しにくくなるというようなことからだろうと思うんですけど、そういうことで、年齢制限が条件になっているということは分かりました。

それでは、この保険が適用されたことによりまして、メリットとデメリットというものがあれば、どういうことが挙げられますでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。保険適用のメリットといたしましては、医療機関の窓口での支払いが3割の自己負担で済むことが挙げられます。

一方、デメリットといたしましては、保険診療として認められない治療を1つでも行おうとすると、保険診療との併用、混合診療ができませんので、本来であれば、保険診療の対象であった分も含めて全額自己負担となるということや、従来の助成金制度の中では、全額分の治療費が賄っていたケース、こちらも保険診療が適用となることによりまして、自己負担分3割の負担が生じるということなどが挙げられます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。実は、今回の不妊治療に関しての一般質問でございますが、実は相談を受けたというのがありまして、日々進捗する医療技術とか治療薬については、令和4年4月1日で保険適用となった分と適用外となった治療があるかと思うんですけども、3月31日までに受けていた自分自身の治療内容といいますか、が保険適用なのか保険適用外なのか分かんないと、それで経過措置、先ほどちょっと説明いただきましたが、経過措置のある間については、保険診療と助成金対象の治療といいますか、を組み合わせて、少しでも自己負担が減ればいいかなということで、それが自分で何か分からないんですよねというような相談だったんですよ。

それで、そういうのも含めて、今回、保険適用のデメリットとか、そこ辺もお聞きしているんですけども、受診されている方のどういう治療されているかというのもなかなかお聞きすることもできませんでしたが、回答は非常に難しいかとは思いますが、その治療内容について、今申し上げたような、組合せ的な治療はやっぱりできないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。基本的には、これまでの助成の対象、助成事業対象となっておりました治療は、保険診療の適用となりましたため、保険診療と助成金との併用ということはなかなかないものと考えておりますが、おっしゃられましたように、対象となります治療内容等、詳細につきまして、その条件等が様々でございます。個人の置かれた条件でまた変わってくるものと思いますので、治療を受けられた医療機関に御相談いただくことが一番よろしいかと思っております。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。ありがとうございます。先ほど言いましたとおり、治療内容については、まず主治医の先生に聞くことですよということで、御相談を受けた方にはお答えしておきたいと思っております。

ところで、この不妊治療の自己負担分が発生したことになるんですが、この自己負担分に対して何か助成をしてもらえんでしょうかとかいうような、そういう声は今まで届いてないでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。これまでのところは伺っておりません。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。これ、隣の木城町の話になりますけども、木城町では、この不妊治療について助成制度があるということですが、これは木城町の保健センターの方にお伺いした内容なんですけども、不妊治療の中でも不妊原因検査というのがあって、これについては上限3万円、一般の不妊治療については10万円上限、生殖補助医療、これについては20万円の助成がありますということでした。

この木城町の助成は保険適用の前から、国の助成金を超えた部分について対応してきたということだったらしいんですが、保険適用となってからは、この自己負担分のほうの助成に切り替わったというようなことではございました。

国の助成金制度があった頃は、全額補填されていたというような経緯もあったかと思うんですが、保険適用となったことで、今までなかった原則3割の自己負担が生じたことになりまして、この自己負担分については、町独自でといいますか、町長のほうで何か助成するとか、そういうことについてのお考えはないでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。不妊治療費における保険適用時の3割の自己負担分についての町独自の助成についての御質問でございますが、保険適用における3割の自己負担は全ての疾病に共通するものであり、ほかの疾病との均衡も考慮する必要があるとは思いますが、不妊治療への助成は、夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進に必要なことから、少子化対策の一環として助成について検討してまいります。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） ありがとうございます。

高校生までの医療費無料化を英断されたばかりで、厳しい財政状況にあるということは分かるのですが、検討していただけるということでございますので、とにかく人数等についても、なかなか把握できないということなので、どれぐらいか、予算が伴うかどうか、そういうことも難しいことだと思うんですが、できるだけ検討していただいて、よりよい方向性が出ればなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次のデマンド交通のほうに移らせていただきたいと思います。

まず、このデマンド交通についての利用者へのアンケート調査が行われたというふうにお聞きしているんですが、その内容と結果について教えていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。デマンド交通の利用者アンケートにつきましては、年齢、運転免許の有無、外出時の移動手段、利用の手段、外出の頻度、設定運賃、運行方法、今後の運行などの項目につきまして、利用者を対象に実施中でございます。

これまでの回答結果によりますと、利用目的につきましては、通院、買物が多く、「デマンド交通の利用により外出機会が増加した」と回答された方が61%、「運行継続を希望する」との回答が88%となっております。

また、自由記述の御意見といたしまして、「便利になった」などの運行継続を希望される御意見を多く頂いた一方で、「可能であれば、自宅まで運行してほしい」、「タクシーの利用運賃を補助してほしい」などの御意見も頂いております。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。以前の巡回バスは、融通が利いたと申しますか、自宅前で乗降ができたというようなことも何かあったんだと思うんですが、今回は、そのタクシー自体については非常にありがたいんだけど、あまりにも融通が利いていたので、ちょっとそこ辺も今回できんのかなというような声をお聞きしたんですけども、アンケートとは別に、町民または利用者の方から意見とか要望とか寄せられていますでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。利用者アンケート以外にもお電話などによりまして、直接、先ほど申し上げた、類似の御意見を頂いております。

また、今、御質問にございました、自宅前での乗降につきましては、地域公共交通会議でも協議をされておるところでございますが、町内で営業をしております既存のタクシー事業者との競合も懸念されますことから、デマンド交通としては行わないというところがございます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。今の質問と若干かぶるかもしれませんが、配布されたチラシがありますけども、それでは予約の際には利用する方の名前、利用したい日時、乗

車地と目的地の停留所名を伝えるようになっておりますが、先ほどのお話からして、停留所以外での乗車とか降車は絶対できないというようなことになるということですか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。繰り返しになりますけれども、デマンド交通の運行につきましては、乗車及び降車につきましては、停留所に限定させていただいております。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 分かりました。

分かりましたと言いながら、融通が利かないということであろうかと思うんですけども、病院とかそういうところを考えると、乗るときは致し方ないと思うんですけども、降りる際については、少しでも近くにとかいうふうに、できるだけ施設に近いところで降ろしてあげてもいいんじゃないかなという、個人的には思うんですが、ただ、停留所登録されていない病院とか薬局とかがまだあるんじゃないかなと思うんですが、その点はどうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。デマンド交通の道路運送法に基づく許可につきましては、地域公共交通会議での協議のほうを整うことが条件となっております、当該協議において、既存のタクシーの運行形態との競合が見込まれますことから、デマンド交通の運行に関しては、停留所での乗車及び降車とすることが妥当であると判断されたところでございます。停留所につきましては、現在設置しておる停留所、実証運行中でございますので、随時必要な場所には設置していきたいという考えでおります。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。分かりました。

それでは、登録制となっておりますが、今、登録者数についてはどういう状況でございますか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。先ほどの町長答弁にもございましたが、3月7日時点で577名でございまして、こちら登録者のデータを確認しましたところ、3月20日、本日時点で606名となっております。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。登録は全ての方となっているようですが、同一家庭でもやっぱり3人いらっしゃって、3人利用すれば3人分というようなことになるんですか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。御認識のとおり、利用者ごとに登録が必要となります。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。それでは、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、昨年10月からのその利用者数を、月別にといいいますか、それをちょっとお聞きできればと思います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。月ごとにお答えいたします。

令和4年10月が432人、同年11月538人、12月574人、令和5年1月が537人、2月579人で、合計の2,660人でございます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。それでは、町内巡回バスのときの利用者数との比較ということで、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。前年同期に運行しておりました、なでしこバスの実績でございますが、令和3年10月195人、11月299人、12月280人、令和4年の1月が250人、2月220人で、合計1,244人でございます。同一期間の合計を比較いたしますと、利用者数は前年度から約2倍という状況になっております。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。それでは、1日当たりの予約件数はどうでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。予約件数につきましては、少ない日で15件、多い日で40件ほどの予約状況でございます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。それでは、運行に伴います車両台数については何台になっていますか。というのも、予約件数が多ければ、車両台数というか、は増やさないと間に合わないのかなという、そういう、ちょっとしたもんですから、お伺いします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。運用車両につきましては、予約件数にかかわらず、1日2台による運行でございます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。運行車両数というのは、当然コストに反映していると思うんですが、運行しなくても車両の確保台数は委託料のカウントの中に入っていると、そういうことになりますか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。運行のコスト、委託料につきましては、平日の午前9時から午後5時までのデマンド運行時間につきまして、車両2台を使用して、予約に対応するために必要となる費用でございます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。デマンドということですので、ほかの方との乗り合いというふうになるかと思うんですが、その、平均乗合値というんですか、については、どうなっていますでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。10月から2月までの期間におきます、月平均乗合値でございますが、1.21から1.31で推移をしております。ほぼ毎日乗り合いが発生しておりまして、利用が多い日には、2人以上の乗車での乗り合いが1日4～5回以上となる場合もございます。乗車定員の4人が乗り合わせる予約状況も確認しておるところでございます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。分かりました。

それでは、利用の時間帯ですけれども、それについても把握ができていますでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。予約データから、運行日は終日満遍なく稼働している状況を把握しております。強いて言いますと、9時、10時台が若干ほかの時間帯より多い傾向がございます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。それでは、満遍なくということですが、今後、運行時間の見直し等も必要になってくるというようなことは、今のところないというか、そういう判断でいいですか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。運行時間につきましては、現在、実際にタクシー事業者との競合なども生じておる状況でございますので、現状では、運行時間の変更は難しいのではないかと考えているところでございます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。すみません、先ほどからそういう競合の話が出ていますので、すみません。

そしたら、それは別としまして、予約状況から判断いたしまして、利用の目的、いろいろ病院とか買い物と言われましたが、その把握はできていますでしょうか。逆に言いますと、全く利用されていないような停留所もあろうかとは思いますが、それを不要というふうにはなかなかならないとは思いますが、そのところはどうかされますでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。利用の目的につきましては、アンケート調査等で、目的地については、乗降データにより把握をしておるところでございます。

また、現時点で利用されていない停留所も確かにございますが、地域公共交通の所管課

といたしましては、各地区に少なくとも1か所は停留所を設置してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。そしたら、運行区間の見直しも当然ないというふうになりますか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。運行区間につきましては、高鍋町内全域としておりますことから、現時点で見直しのほうは予定しておりません。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。それでは、委託料についてお伺いしますが、いろいろ契約等が入っているかと思うんですが、その内訳等がもし分かればお願いいたします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。高鍋町デマンド交通システム保守業務委託は、令和4年6月1日から令和5年3月31日までの契約期間で、275万円でございます。また、高鍋町デマンド交通車両運行及びシステム運營業務委託につきましては、令和4年9月2日から令和5年3月31日までの契約期間で642万8,400円でございます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） ありがとうございます。

それでは、その積算方法でございますが、毎月の定額というふうになるのかなと思いますが、一方、利用料金相当額が控除されるというようなことになるのか、また、システム導入費とか、システムの利用料とかがあると思うんですが、その経費についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。高鍋町デマンド交通システム保守業務委託につきましては、システム構築及び運営費を含みまして、契約期間全体、年額での積算となっております。

高鍋町デマンド交通車両運行及びシステム運營業務委託につきましても、契約期間全体での契約額となっておりますが、積算の根拠につきましては、1日単価に運行日数を乗じたものとなっております。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。それでは、利用者が増えても、委託料については変更がないというふうになるということですか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。おっしゃるとおりでございます。委託料は契約に基づく金額であり、利用者の増減によって変動はいたしません。利用者がお支

払いになります運賃につきましては、運賃収入として別途委託業者のほうから町のほうへ納入がされます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。それでは、利用料金についてちょっとお聞きしたいんですが、大人200円、中学生以下100円と、これはバスからの関係もあると思うんですが、タクシーの初乗り料金を考えますと、ちょっと利用料金が安過ぎるんじゃないかなという気がするんですが、どうでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。利用料金につきましても、令和5年10月から予定しております本格運行に向けまして、地域公共交通会議で協議をしておりますので、その協議において検討をしておりますと考えております。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。分かりました。

それでは、使用しているシステム等については、当然、メンテナンス費用とか、更新費用とかいうのが、当然、今後発生してくるかと思うんですが、その費用についてはどうお考えでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。システム補修に関しましては、令和5年度当初予算で、令和5年度分として225万1,000円を計上しており、令和8年9月までの債務負担行為350万9,000円と併せまして、実証運行終了後の令和5年10月から3年間の業務委託を予定しているところでございます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。それでは、予算との乖離といいますか、その差は生じていないということになりますですか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。令和4年度予算につきましては、予算執行残額を9月補正予算で既に減額をしておりますので、現時点で予算との乖離は生じておりません。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。それでは、国、国土交通省になるかと思うんですが、助成制度についてはどのようになるのでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。現在行っております実証運行につきましては、県の持続可能な地域交通ネットワーク最適化支援等事業費補助金の対象となりますので、交付申請を行っているところでございます。990万8,400円の事業費に対しまして、245万円の交付決定額でございます。

なお、国土交通省の地域内フィーダー系統確保維持費補助金につきましては、先ほど申し上げました、運行区域などの問題で対象外となる見込みでございます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。分かりました。

では、今後ということになるかと思うんですが、経費削減というのは当然必要になってくることになるかと思うんですが、これはほかの問題でもそうですけども、この、した場合に、委託料の見直しというのが必要になってくるというふうに思っているんですが、そこはどうお考えでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。運行に係る委託料につきましては、契約更新時に適宜見直していく必要があると考えております。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。これデマンド交通の課題となるのかも分かりませんが、先ほどちょっと聞きしましたが、平均乗合値が低いということになれば、当然、片道回送のケースも出てくるのかなと思ったりしたんですが、そうした場合、当然、町の持ち出し分が増えるというふうになるんですが、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。運行に当たりましては、予約システムにより、次の予約者の乗車位置に近い車両を選定いたしまして、現在の車両位置等からルートを自動で生成しております。また、運行ルートに沿った予約であれば、予約乗車ができますので、基本的には、回送は発生しないシステムというふうに認識しております。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。これ、ちょっとネットのほうに出ていた話なんですけど、このシステムにつきましては、お年寄りの話だと思うんですが、予約が面倒だとか、自分一人で乗るのはちょっと申し訳ないというようなことで、利用者側の、心理的負担というんですか、抵抗感というか、そういうのも結構見られるというようなことが書いてあったんですが、その点どうですか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。利用予約につきまして、只今おっしゃられたことに関係しますけども、オペレーターによる電話予約を行っておりますが、それに加えて、オンラインによる予約も可能なシステムとなっております。利用に当たっての抵抗感などが生じないようにしているところでございます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。それでは、病院とか、予約時間の制限とかがある場合については対応が非常に難しいかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。御指摘のとおりでございます。デマンド交通の運行時間や予約状況によりましては、対応が難しい場合も生じると思われます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。それで、ちょっと変わりましたと申しますか、システム関係費を含んだ財政負担ですけれども、今後、増加してくるといふふうになった場合について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。住民等の移動手段として、デマンド交通の運行と利用の向上が求められるのであれば、担当課といたしましては、運行に当たって必要となる予算を要求してまいりたいというふうを考えております。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。ちょっと、さっきから聞いていますが、平均乗合値が低いということになれば、当然、1人で乗られていけば、タクシーと実質的に変わらないというふうになるんですが、その点どうお考えですか。タクシーとどう違うのかというところですが。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。御指摘のとおり、1人で乗車された場合には、乗り合いタクシーではなく、一般的なタクシーと変わらない利用状況にあると言えます。ただ、本町のデマンド交通につきましては、先ほどもお答えいたしました。現在ほぼ毎日数件の予約において乗り合いの状況が発生していることを確認しているところでございます。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。これも先ほどからちょっと出ておるんですが、利用者側の、そういうことでタクシーから、今、オンデマンドと申しますか、デマンド交通のほうに移転されてくるということになると、タクシー事業者を圧迫すると、これが先ほどから出ている競合だと思うんですけれども、そういった危惧があると思うんですが、この点につきましては、タクシー事業者とのほうのすみ分けと申しますか、そういう部分については十分協議がなされているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。御指摘のとおりでございます。冒頭のほうから繰り返し申し上げておりますが、本事業を進めるに当たっては、タクシー事業との競合は大きな課題の一つであると認識しております。

デマンド交通事業の道路運送法に基づく許可に当たりましては、タクシー事業者も含めた地域公共交通会議の協議が整うことが条件となりますので、本格的な運行に向けましては、交通会議において十分な協議を行っていく必要があると思っております。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。デマンドについて、ちょっと最後の質問になろうかと思うんですが、長野県の豊丘村というところがあるんですが、そこは福祉施設の一環ということで、福祉タクシーとして運行をしているというような紹介がっております。

73歳以上の高齢者などに登録をしてもらって、登録者は普通にタクシーを呼んで通常どおりに利用すると、そして指定されたエリアといいますか、村内で降りる場合については、登録証を提示して初乗り料金だけを払うと、そして初乗り料金を超えた分は村が払うというような仕組みになっているというようなことで、複数人で利用すれば当然割り勘になるというようなことで、誘い合って利用する、生活の知恵といいますか、そういうことも生まれてきているというようなことが書いてありました。

また、別途利用者が負担をとといいますか、お金を払えば、そのまま村の外まで乗車できて、普通のタクシーとして、そのまま利用していくということも可能になっているというような紹介がございました。

そして、この豊丘村については、この制度導入については、新たな資源が全く投入しなくていいというようなことで、高齢者の足を確保するために村からの持ち出し分についても負担が少なくなっているというようなことで、この豊丘村の福祉バス方式についても、高鍋町でも話によっては理解がしやすいというようなことが、町民の理解を得やすいのではないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。現在運行しておりますデマンド交通につきましては、地域公共交通として、高齢者に限らず、全ての年代を対象として運行しているところでございます。

御紹介いただきました、長野県豊丘村の福祉バスの事例については、御意見として承りたいと思います。また、関係課との協議が必要となった際には参考とさせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。これ、最後の、回答は要りませんが、このデマンドバスは昔からいいと言われるんですけど、もうとにかく金がかかるというようなことは昔から言われておるんですが、この部分について、どこまでコストがかけられるか、またコストをかけなければいけないのかというようなことが、当然、今後の課題になろうかと思っておりますけども、その前にタクシー事業者とのすみ分けとか、いろいろ課題もあろうかと思っておりますけども、今後とも地域公共交通会議、先ほどから出ますとおり、その中で議論を重ねてもらいまして、高鍋町の実情に沿った、よりよい方向性というのを今後とも検討していただきたいなというふうに思います。

それで、このデマンド交通について質問を終わりました、次に、戸籍法改正とキラキラネームの質問に移らせていただきます。

それでは、戸籍法改正とキラキラネームについてでございますが、戸籍法改正やキラキ

ラネームの法制化というものにつきましては、新聞やマスコミ等の報道が先に進んでおりまして、24年、来年にはもう決定しているような報道がなされております。

そこで、この改正作業についてのスケジュールとかが分かっておればお聞きしたいと思います。

現在、戸籍には、読み方、振り仮名は記載がされておられません。また、住民票についても、その読み方、振り仮名の記載については、市町村の判断に任されているというようなことになっているようでございますが、今回の戸籍法改正の目的とかその改正内容が分かれば、お聞きしたいと思います。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。行政事務のデジタル化が進む中、個人データを検索しやすくし、効率化をさせることを目的としまして、現在、法務省の法制審議会の戸籍法部会におきまして、これまで戸籍に記載されていなかった氏名の読み仮名を必須とし、読み方の基準を定める戸籍法改正などの要綱案の取りまとめを行っていることは承知しております。

政府が今月7日に改正法案を国会に提出しておりまして、成立すれば令和6年度にも施行の見通しということでございます。まだ詳細については不明な点が多うございますけれども、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。それでは、その改正内容とかスケジュール等については通達とか何もないので、お聞きしてもちょっと回答は得られないのかなあということになりましたけれども、これまでの町民生活課の窓口といいますか、そういうところの対応について、そうしたらお聞きしたいと思います。

例えば、これは例ですけれども、名前については「文章」の「文」に「子ども」と書いて、読み方は「フミコ」とか「アヤコ」「アキコ」「ノリコ」とか、いろいろあると思います。また、名字につきましても「首」に「藤」と書けば、「シュトウ」「シュドウ」「ストウ」「スドウ」とか幾通りの読み方があるかと思うんですけれども、こういう場合については振り仮名といいますか、その確認が当然必要になってくる事例だと思うんですけれども、窓口のほうでこういうことで何かトラブルが生じたとか、そういうことは今まであっているんでしょうか。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。現在、当町の住民票上には振り仮名は記載されておられませんけれども、年金や健康保険の手続の際に振り仮名が記載されることがあるようでございます。その際に、トラブルではございませんけれども、御本人が認識されてる振り仮名と異なっている旨の申出を頂くことはございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。それでは、今ちょっと出ましたけれども、「私の名前はそれじゃなくて、こっちに変えたいんだが」というようなことがもしあっていたら今までもそういう「変更をしたいが」というような申出とかはあっているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。振り仮名につきましては、現在、住民基本台帳上の振り仮名の修正に限りますけれども——につきましては、本人からの申出によりまして手続を行い、修正を行っているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） はい、分かりました。というのも、私が小さい頃といいますか、自分の家でもそうですが、祖母とかの名前が二通りとかある通り名といいますか、そういうのが結構、昔の人——昔の人と言うとあれですけど、あったかと思うんですね。

それで、葬儀等のときに「あら、この人はそういう名前じゃったんだ」と、「違う名前だったんだ」というようなことで何通りか持っておられる方もいらっしゃるんじゃないかなあと思うので、ひょっとすると、これが法制化になって平仮名を振らなきゃいけないというようなことで通知とかした場について、「自分の名前はそういうのじゃないんですよ」とかいう申出も結構出てくる可能性があるのかなあと思ったものですから、ちょっと気になっていたところです。

ところで、名前に使う漢字ですけども、これが一般的な読み方で読ませないといいますか、いわゆる当て字を使ったキラキラネームと言われる部分ですけども、このキラキラネームについても、そうしたら窓口でのトラブルというか、そういうことはないということですかね。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。これまで戸籍届出等におけるトラブルは、特にございません。

以上です。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。はい、分かりました。それでは、これまでトラブルは発生していないということですので、今後、行われるであろう振り仮名等の改正作業がスムーズに進んでいくことを期待したいと思います。

これは最後になりますが、町長にちょっとお伺いしたいんですが。

この質問をしたのは、今までマイナンバーカード等の申請とかで町民課の受付窓口ですけど、あそこが非常に混み合っていて町民生活課につきましては、通常業務に支障が出てきているんじゃないかなあというふうなのが気がかりでした。中には体調不良となった職員も出てきているんじゃないかなあ、そこが心配になっておりました。さ

らに今後、それに併せて戸籍法改正が新たに加わってくるということになると、またその窓口業務が非常に混雑して大変かなあと、そう思いました。

その対策として職員のスキルアップはもちろんでございますが、職員の増員と申しますか、そこら辺のところも必要かと思っておるんですが、まだスケジュール等が来ていないということなので、どういう体制になっていくのかというのはちょっと分かりませんが、もしそういうことが予想される中で、町長としてはどういう体制で今後進められようとしているのか、ちょっとお聞きできればと思いますが。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。町民生活課が担当する事務への対応についてでございますが、町民生活課に限らず、全ての課において、担任する事務に関する専門的知識・技術を的確に習得し、業務に支障がないよう常に指示をしているところでございます。

また、職員の配置に関しましては、組織全体のバランスを考慮しながら適正な配置に努めているところでございます。状況に応じて、会計年度任用職員の配置等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。ありがとうございます。

職場環境の改善については、今申されたとおり、常になされていると思っておりますが、中には頑張り過ぎる職員もいるといけませんので、そういう方はちょっと精神的に不調を来しているというようなことがあるといけませんので、適切な職員配置ということは先ほど町長からも御発言がありましたとおり、そういう配置については今後とも御高配いただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（永友 良和） これで、森弘道議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。2時10分より再開いたします。

午後2時02分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、5番、春成勇議員の質問を許します。

○5番（春成 勇君） 議長、5番。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、町長の施政方針について。

①社会教育の推進について、スポーツ施設の整備改修について。

この中で、小丸河畔運動公園野球場のナイター整備について。去年は台風でナイター設備が故障し、野球ができない状況だったが、現在の状況について伺います。

次に、高鍋総合運動公園野球場も40年がたち、老朽化していますが、今後の整備・改修などの予定について伺います。

次に、高鍋勤労者体育センターについて。この体育館は、体育やダンスなど町民が体を動かし、健康促進のために利用が多い。しかし、令和7年度に廃止するとのことで町民が反対しているようだが、対応策について伺います。

②防災の推進の中で、台風や豪雨による床下浸水の防止のため、しゅんせつ工事が必要である。町内では3か所の都市下水路と13か所の排水路があり、都市下水路はローテーションを組み、しゅんせつを行っているようだが、13か所のうち2か所の排水路のしゅんせつについて伺いたいと思います。

次に、③住環境整備の推進について。

(1) 道路等未整備インフラの整備について伺います。

(2) 空き家・空き地対策について伺います。

次に、2、国道10号の現状について。

①町内における4車線化の進捗状況について伺います。

②国道10号下屋敷の右折線の整備について伺います。

③国道10号線の堀の内公民館の通りの接続線について伺います。

次に、3、高鍋町の排水路について。

①児湯青果市場南側及び東側排水路並びにげんこつラーメン西側の排水路の管理及び改良工事について伺います。

次に、4、町内の高齢者の現状について。

①高鍋町の介護認定者数及び介護認定の状況について伺います。

②介護関係事業所の数と今後の状況について伺います。

次に、5、給食の無償化について。

①小中学校の給食の無償化はできないのか伺います。

次に、6、新型コロナウイルス感染症について。

①町として、今後の対応はどうされていくのか伺います。

国道10号の現状について、高鍋町の排水路について、町内の高齢者の現状について、給食の無償化について、新型コロナウイルス感染症について、2から6までを発言者席にて伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

スポーツ施設の整備改修についてでございますが、高鍋町公共施設個別施設計画に基づき、整備改修等に取り組んでいくこととしております。

まず、小丸河畔運動公園野球場のナイター設備につきまして、使用されている水銀灯は製造・輸出または輸入することが2021年から禁止されており、また老朽化も進んでおりますことから、今後の維持管理について十分な検討が必要であると考えております。

次に、高鍋総合運動公園野球場「MASUDAスタジアム」につきましては、昭和53年に建設され、既に約40年が経過しており、本部席等、老朽化が進んでおります。

野球場は、令和9年度に開催予定の国民スポーツ大会において、成年男子軟式野球部の競技会場となっておりますので、令和5年度に本部席等の整備方針について検討してまいります。

最後に、高鍋勤労者体育センターにつきましては、高鍋町公共施設個別施設計画にも記載されておりますとおり、今後の人口減少や財政状況を考えると継続して管理していくことは難しく、水害時の浸水区域であることや劣化状況から、令和7年度までに廃止を予定しております。

次に、町内の河川水路のしゅんせつについてでございますが、土砂が堆積し、流下能力を低下させている河川水路につきまして、適切にしゅんせつを行い、洪水等による災害を防止したいと考えております。

次に、道路等の未整備インフラの整備についてでございますが、国の補助金等を活用しながら整備してまいりたいと考えております。

空き家対策の推進につきましては、空き家等対策審議会を開催し、適切に対処してまいりたいと考えております。

空き地対策につきましては、現在のところ、空き地を利用する施策等については検討しておりませんが、土地の管理はあくまでも所有者の責務でございますので、近隣住民により空き地の雑草の繁茂等について御相談を頂いた際は、町条例に基づき、適切な管理をしていただくようお願いをしているところでございます。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。小丸河畔運動公園野球場のナイターは、去年は故障でナイターができなかった状態です。今年はできるのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時19分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。先ほど登壇して申し上げましたが、小丸河畔運動公園野球場のナイター設備につきましては、使用されている水銀灯は製造・輸出または輸入することが2021年から禁止されており、また老朽化も進んでおりますことから、今後の維持管理につきましては検討していくということでございます。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 議長、5番。それはちょっと分からないと思います。分からないと思いますね。そういう場合、ナイターが使用できない状態にありますので、早急な対応

を考えていただきたいと思います。

次に、高鍋総合運動公園野球場「MASUDAスタジアム」は、バックネット付近が老朽化しているように思われます。町営球場は、令和9年度開催予定の国体に向け、整備をやっていただきたいと思います。

次に、勤労者体育センターの利用は、令和7年度に廃止になるまで利用者としっかり話し、対応策を考えていただきたいと思います。

次に、防災の推進の中で、町内の河川水路のしゅんせつについて伺います。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時21分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） すみません、またほかのほうでちょっと言いますので。後で言います。

次に、道路等整備インフラの整備についてです。

昨日も一般質問で道路整備について質問がありましたが、町内の道路は凸凹状態が多く見られます。道路整備について伺いますが、道路の整備は一度にできるものではありません。5年から10年といった期間で町内の道路整備を何%達成するといった数値目標なんかに従った予算組をやっていただきたいと思うが、その対策を町長に答弁願います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。数値的なものは出しておりませんので、その都度いろいろ問題が出たり、対応というのは考えていくことになると思います。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 議長、5番。空き家は今日も議員のほうから質問されましたが、町内では令和2年度で315件程度あるとのこと。同様に空き地も近年、増加傾向にあります。人口減少に伴い、ますます増えていくと思われます。この対策について伺います。

○議長（永友 良和） 春成勇議員、ちょっと暫時休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時25分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。今、空き地の町の条例というのは何か、どんなのがあるかわかりますか、分かれば教えてください。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。町民生活課のほうで、高鍋町環境美化条例ということで、空き地の適正な管理につきまして定めております。

以上です。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。空き家、空き地のことは、様々な施策を取り組んでいるとありますが、正直申し上げて、前進していないような印象を受けます。

令和2年で空き家が315件、そのほかに空き地などがありますが、また、空き家や空き地の持ち主の農地や山林の土地もあります。人口減少に伴い、今からまだまだ増えてくると思われます。役場の中で相談先が、建設管理課、町民課、地域政策課、農業振興課、税務課等があり、1か所で相談事や困り事を解決しないのが実情ではないでしょうか。そこで、私がお願いしたいのは、空き家、空き地問題解決のために、どこか担当になるのは分かりませんが、空き家、空き地等をまとめた対策課を設けてもらいたいと思います。しっかりとした専門官を配置して実情を把握し、受け身ではなく積極的な動きをしてほしいと思います。それが難しいというのであれば、一件ごとに各課の担当者を集めた対策委員会のようなものを立ち上げてもらい、予算化して着実に空き家、空き地の解消につながる動きをしてもらいたいと思います。町長どうでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。只今御指摘のとおり、空き家、空き地の問題では、相談先が、基本、建設管理課になると思うんですけども、町民課あるいは地域政策課、農業振興課、税務課と、様々な課に相談しなきゃいけないことがあるということで、空き地や空き家を解決するためには、どこかの課に担当者を設ける、あるいは空き地、空き家等をまとめた相談課を設けてもらいたい、あるいは専門官を配置して積極的な働きをしてもらいたいという御意見と、またもう一つあったと思いますけれども、対策委員会を設けて予算化して、空き地、空き家の解消の動きをしてもらいたいという御意見でございました。いろいろと今後検討してまいりたいと思います。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。次に、国道10号線の現状について、町内における4車線化の進捗状況について伺います。

国道10号線は、現在2車線であり4車線化に向けた要望が必要と思うが、取組の状況についてお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。国道の4車線化につきましては、令和2年度に全線4車線事業化実施に向けまして、沿線の都農町、川南町、高鍋町、新富町で、国道10号整備促進期成同盟会を設立したところでございますが、コロナ禍により総会が実施されていない状況でございます。大規模災害時における防災対策の機能充実及び歩行

者や車両の安全性確保のため、全線4車線化の早期実現を国に対し要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。国道10号線の右折線の整備について、前も述べておりますけど、下屋敷から菖蒲池までの区間において、国道10号線の右折車線があれば渋滞の緩和ができると思いますが、国交省との協議はどうなっているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。トヨタカローラからマクドナルドまで、前回歩道を狭めて車道路肩を広くする工事をいたしました。今回樋渡の交差点から菖蒲池の交差点まで、同様の工事を行う計画となっております。右折車線設置の計画にはなっておりませんが、路肩が広がることによりまして、渋滞緩和は期待できると考えております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。4車線化になるまでは相当年月がかかるので、右折線の整備を今言われましたけど、できるだけ広くやってもらえばいいかなと思います。

次に、国道10号線と堀の内公民館の通りの接続線について伺います。

この質問は、何回もしておりますけど、堀の内公民館の町道と国道10号線の取付部分が完了していないが、いつ工事が行われるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。令和5年度に着手する予定で、予算を計上しているところでございます。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。令和5年度に工事着手するという答弁がありましたので、しっかりやっていただきたいと思います。

次に、防災推進の中で、町道で3か所の都市下水路は定期的にしゅんせつを行っているようですが、13か所の排水のしゅんせつは行っているのかどうかは分かりませんが、この辺は分かれば教えてください。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。その13か所の排水路というのがちょっと分からないんですが、土砂が堆積している排水路につきましては、予算の範囲でしゅんせつしてまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 小丸川土地改良区の受益者図にここに載っております13か所です。

それでは、次に、げんこつラーメンの西側の土砂が堆積しております。しゅんせつはできるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。現場を確認しましたところ、10号線から直線部分は土砂堆積していませんが、カーブのところに土砂がありましたので、次年度の予算で対応したいと考えております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。児湯青果市場東側の蚊口排水路について、何年か前にも質問しましたが、土手の草刈りやしゅんせつは行っていただいております。でも、また最近、土手に草が多く生えて、排水路が泥が堆積しております。排水路の管理はできないでしょうか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。市場の東側の水路だと思っておりますが、そこも確認したところ、数年前に伐採等を行ったんですけど、結構伸びていましたので、伐採等の対応をしていきたいと思っております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。児湯青果市場の南側の中鶴排水路についてですが、中鶴排水路はしゅんせつをしていなくて、どぶ川になっております。ここはしゅんせつや整備はできないのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。その水路につきましては、地盤が悪いため、コンクリート構造物により整備しますと相当な事業費がかかることから、当時木柵によって整備をしております。その木柵も腐って雑草も繁茂している状況ですので、今後素掘りの水路としてしゅんせつができないかを検討してまいりたいと思っております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番、春成勇。今の答弁で素掘りで何かやるということで、まずは何年か前にも言われましたけど、測量設計とかそういうところ、土地の所有者との話合いとか、そういうことをこの前は言われましたけど、そういうことをしっかりやってもらいたいと思います。

次に、高鍋町の高齢者の現状について、高鍋町の介護認定者及び介護認定の状況について、また介護認定者数については、過去3年間介護認定の状況について、介護度はどのようなように決まるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。高鍋町の要介護認定者数について、過去3年度分の各年度末の数をお答えいたします。令和元年度で950名、令和2年度969名、令和3年度959名でございます。

次に、要介護認定につきましては、申請をいただきましたら、介護認定調査員が御自宅また施設等を訪問しまして調査を行います。

その調査結果と主治医によります意見書、こちらを基に判定のソフトによります一時判定を行います。その後、それらの結果やその方の介護にどれほどの労力時間が必要か、介護の手間という言い方をいたしますが、介護の手間を医療、福祉、保険の専門職で構成します介護認定審査会で審査をいたしまして、総合的に判定をすることとしております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。介護関係事業者の数と今後の状況について考えを伺います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。高鍋町の介護事業所についてでございますが、居宅介護支援事業所が7事業所、訪問介護事業所が4事業所、訪問看護事業所が4事業所、通所介護事業所が11事業所、通所リハビリテーション事業所が1事業所、小規模多機能型居宅介護事業所が1事業所、認知症対応型共同生活介護事業所が4事業所、介護老人保健施設が1事業所、特別養護老人ホームが2事業所、養護老人ホームが1事業所、軽費老人ホームが1事業所、サービス付高齢者住宅が1事業所、有料老人ホームが4事業所でございます。

現時点では、サービスを利用したいが利用できないという状況はございませんが、高齢者の増加に伴い、サービスを必要とする方が増えることが予測されることから、現状のサービス提供体制は今後も必要であると考えます。

以上です。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。次に、給食の無償化について、ほかの議員も12月に質問されていますが、私にも先ほど見られましたけど、町民の方から小中学校の給食の無償化はできないのかと質問されてきました。3か月過ぎて、まだ予算化できていませんけど、今後の状況はどうなるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。小中学校の給食費無償化についてでございますが、12月議会で、中村議員と榎原議員への答弁でもお答えさせていただきましたとおり、学校給食についても義務教育段階においては、教科書と同様に無償化することが望ましいということは、十分理解しておりますが、本町の財政状況では、国の関与なしで学校給食の無償化を実現することは現段階では難しいと考えております。ただし令和5年度も引き続き物価高騰対策の一環として、給食費を補助するための予算を計上し、保護者の皆様の負担軽減に努めるとともに、生活が苦しい御家庭につきましては、就学援助制度の活用によって、給食費以外の就学費用も含めた形での支援を強化してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。次に、新型コロナウイルス感染症について、現在は感染が減少してきましたが、また令和5年度のワクチン接種体制はどうかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。新型コロナ感染症の今後の対応についてでございますが、まず令和5年度のワクチン接種は、現行の特例臨時接種の実施期間が1年間延長すると国から示されております。接種のスケジュールといたしましては春から夏に65歳以上の高齢者や、基礎疾患を有するなど重症化リスクが高い方等を対象に1回の接種、秋から冬に追加接種可能な5歳以上の全ての方を対象に1回の接種が予定をされております。

本町におきましては、これまでと同様に、集団接種及び個別医療機関での接種を実施してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。感染者数が減少している中で、今後の対応はどうなるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。議員がおっしゃられましたとおり、現状、新規感染者数は、全国的に減少傾向にあります。5月8日からは、感染症法上の分類が、5類に引き下げられる予定です。マスク着用や換気など、基本的な感染対策は、国や県が示しますガイドラインなどに沿って、そのときどきの場面や状況に応じて、適切に行っていただくよう周知をしてまいります。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。今後は、マスクを外す状況になってくるのではないかと思います。一人一人が、そのときどきの対応に応じて、適切な判断を心がけて、皆さんでいきたいと思っております。

それと、会計課長お疲れさまでございました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、5番、春成勇議員の質問を終わります。

これをもって、一般質問の全てを終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後2時43分散会
